

統計行事

市町村

(八月)	(報告期限)
梨豫想收穫高	三日
綿織物産額調(特定町村)	三日
絹織物及絹綿交織物産額調(同)	五日
人口動態調査票	五日
園藝農産物 果實ノ二	十五日
水稻作況	十八日
大豆豫想收穫高	十八日
製藍	末日
學事年報乙款及諸表	末日
(九月)	
綿織物産額調(特定町村)	三日
絹織物及絹綿交織物産額調(同)	五日
人口動態調査票	五日
夏秋蠶豫想掃立數量	五日

統計調査員

園藝農産物蔬菜及花卉ノ一	十五日
米第一回豫想收穫高	二十三日
米作農家戸數調	二十三日
園藝農産物果實ノ三	末日
製茶	末日
夏秋蠶豫想收穫高	末日
(八月)	
果實中ネーブルオレンジ、ナツミカン其ノ他ノ柑橘類	三日
ウメ、モモ、オウトウ、ビワ	十日
夏秋蠶豫想掃立數量	末日
(九月)	
夏季調査作物集計報告	十日
水、陸稻、硬米、糯米、反別、米作農家戸數	十日
夏秋蠶豫想收穫高	二十五日

盛夏の調べ

茨城統計(七月號目次)

◆表紙……磯濱海水浴場	
◆口繪……濁水に浸る千波湖附近―稲敷郡阿見村に於ける調査員	
卷頭言……	(一)
事變下に農家調査實施の意義……農林省統計官長 畑 健	(二)
統計模範訪問記	(八)
新治郡山ノ莊を訪ふ	(三)
猿島郡勝鹿村へ	(三)
◆本縣總務部長更迭……	(二)
◆寄贈圖書……	(四)
實務統計調査の萃	(二)
◆農林統計事務打合……	(四)
農業調査の要綱	(三)
◆統計調査員異動……	(元・六・四・四)

最近の統計

日本一の榮冠 斷然今年も確保か	(一〇)
春蠶は減收豫想	(三)
馬鈴薯は増收	(三)
林産統計	(三)
◆統計主任者異動	(七)

統計相談所

各地統計雜信	(六)
◆一俵の米	(五)
未曾有の大水害	(五)
昭和十一年度縣下郵便事務	(五)

讀者欄

表彰に感激	行方郡秋津村 飯 島 仁 (五)
日記の一節より	鹿島郡上島村 石津 幸助 (五)
寄贈圖書	(五)

文苑

俳句	丹前山 四郎選 (五)
柳	中田 緋 郎選 (五)

編輯後記

編輯後記…… (五)



茨城統計月七號

卷頭言

★ 縣下を襲つた水魔、隨所に暴威をふるひ慘狀目をおほはしむるものあり。

★ 非常時を守る縣民に更に試練は加へらる。徒に水災におびえず、冷靜に善處對策を講じ、遺憾なきを期さねばならぬ。

★ 猛暑正に來らんとす。水禍に續く酷熱、併し異郷に戦ふ將士の辛苦を思へば何で何でもない。必死の努力をなすべき秋だ。

★ 今松會長を送り、久保田峻新會長を迎ふ。縣統計協會も會員各位と共に清新の氣を養つて秋の繁忙に備へやう。



(官計統知長)

事變下に於ける

農家調査實施の意義

農林省統計官 長畑 健 二

はしがき

農林省に於ては全國に於ける農林統計調査機關を總動員して、本年九月一日現在を以て、農家統計の調査を實施することになり、曩に地方長官に對して其の旨進牒を發した次第であつて、全國の各市町村農林統計機關は目下着々と其の準備を進められて居ることゝ推察する。調査に關する技術上の詳しいことは各道府縣では夫々打合會、訓練會等に依つて市町村統計機關と連絡をとつて、萬遺漏なくやつて居ることゝ思ふから、私は本稿では、このやうな調査技術に亘ることは避けて、専らこのやうな調査を日支事變の最中、然も國を擧げて戦時體制を整へて、長期戦に對應することに腐心しつゝある今日、敢て農林省が特別の豫算の計上もなく突如として實施することの意義について、若干の卑見を述べて地方農林統計關係者の御參考に供したいと思ふ。

一、非常時局と國民の協力

今次の支那事變は實に我が國有史以來の國家的大偉業であつて、この大偉業に參劃さしていただく事の出来る光榮を吾等日本國民として感謝しない者は凡らく一人も無からう。勿論現在の如き複雑なる社會機構の下に於ては、

國民各自の社會的機能は千差萬別であるからして、勢ひ此の國家的大偉業に於ても、各人の受持つべき役割に色々の差が生まれることは止むを得ない。

戦線に在つて、直接身命を鴻毛の輕きに比して日夜抗日支那軍の撃滅に従事する者もあれば、銃後に在つて武器彈藥、糧食等の製造、供出に心身を碎く者もあり又農、工、商業等の各自の産業に精勵して生産力、經濟力の維持増進に努むる者もある。近代戦の特徴が既に單なる武力と武力との争でなく、經濟力、科學力等あらゆるものを擧げての國の總力と總力との争であることを考へる時、國民の總てがこのやうに其の分に從つて、夫々奉公の誠を效すことは當然のことである。政府が今次事變の勃發するや直に國民精神總動員運動を全國的に起したのも畢竟國民の總てに此の事變の眞の意義を充分に理解せしめて、之に處する國民の心構へに缺くる所のない様にしやうといふにあるものと思ふが、幸にして國民の時局認識は益々深まり、銃後の護りの愈々固いことは皇國の爲洵に慶賀の極みである。

併しながら、事變は愈々長期戦の段階に這入り、日本國家としては腰をどつしりと落付けて、終局の目的を貫徹する迄は如何なる事態の變化にも恐れず、如何なる苦難の途をも厭はないだけの堅忍持久の精神を必要とすること切なるものがある。されば、國家は經濟的方面に於ても物資需給調整の根本方針を確立して、各方面の經濟活動に國家的見地より規制を加へつゝあるけれ共、國民に於ても、よく其の趣旨を理解して、自己の利害を超越して物資調整に協力を惜まず、着々其の成果を擧げつゝあることは、世人の既に知る通りである。又農村民に於ても、馬糧の供出、軍馬の徵發等に際しては、自己の業務を犠牲に供しても、喜んで之に應ずる有様であつて、産業經濟の各方面を通じ事變克服に涙ぐましい協力をして居る。

又社會方面に於ても、出征將士、出征家族の慰問は素より皇軍の武運長久祈願、陸海軍への獻金等諸般の事變に伴ふ社會的活動は益々旺盛の度を加へ、國民の凡ゆる階層を通じてこの歴史的大偉業の遂行を完成せしめんと懸命

の努力を傾注して居ることが認められる。この事は今次事變の重大性を考へる時、日本國民として當然のことではあるが、究極の大目的を達成するが爲には、國民はいやが上にも銃後の護りを固くすることに全幅の力を致すべきものと思ふ。

二、統計報國の途

統計が現下の社會に於て重要な役目を果たしつゝあることについては今更多言を要しない所であつて、統計關係者はかるが故に此の非常時局に際して愈々滅私奉公の覺悟を強固にして、統計調査に邁進して居る次第である。元來統計は政策、諸施設の基礎的資料として國家、公共團體が之を利用する場合は非常に多いのであるから、從來此の調査事業は國家、公共團體の手に依つて遂行せらるゝ場合が多いのであるが、統計調査は其の本來の性質として、社會大量を相手とする仕事であつて、之を實行するに當つては、限られた政府の機關のみの力では完全を期し難い點が多いのである。是を以て、從來大がかりな統計調査には、常に一般國民の援助を要求し、或は特殊の人々に調査事務の一部を委託する等のが行はれて居るのである。單なる個人主義立場に立つて考へる時は、國民として調査上の申告をしたり、調査員に選任せられて調査事務を行ふなどいふことは、甚だ迷惑な事であり時間つぶしの厄介な事であるに違ひない。それにも拘らず、國家が敢てかくの如きことを國民に要求するのは、統計調査が國家として必要不可欠のものであるからであつて、國家としてはそうすることは當然のことであり又之に應ずることも國民としての當然の義務でなければならぬ。

最近統計報國といふ言葉が屢々使はれる様であるが、其の趣旨も歸する所は前述の如きものではないかと思ふ。國政の基礎を築くべき統計調査の仕事に國民として自ら進んで參劃し、有効適切なる統計資料を國に提供し皇國の發展に統計を通じて寄與すること日本國民としての誇でなければならぬ。

統計の仕事は素より基礎的な様の下の力持ちの仕事で、その効果が直接表面に現れない點に於て、他の國政に關する仕事に較べて、華々しきといふものがない。その爲に統計調査の仕事は兎角世人の注意を牽くことが尠く、國に盡す仕事としては、どちらかと云へば割のわるい仕事に屬する様に見える。併し、國に盡す途に二つは無いのであつて、統計調査に従事する仕事も立派な報國の途であることに偽はない。

此の點に於て農林統計調査員の日頃の活動は、之皆統計報告の實踐に外ならぬのであつて、今次事變が華々しき戦果を收め皇國の彌榮を行く其の蔭に多年に亘る統計調査員の努力が與つて力なしと誰が斷言出來やう。統計調査員の日頃の活動に對しては、國家は固より國民も深く之に感謝すべきであらう。併し乍ら、時局は極めて重大である。國家の凡ゆる部門を通じて長期戦に對處すべき態勢を整へんとしつゝある今日、統計調査のみ獨り舊態依然たるは許されぬ所である。統計報國を念とする者が此の非常時に於て晏如たり得る譯がない。常日頃統計調査に關係する者として、統計調査を通じて此の未曾有の國家非常時を克服することに若干なりとも寄與しやうとする氣運の起ることは當然であつて、そいふ氣運の起らない方が寧ろ不思議である。私は絶体に信じて居る。今や全國十五萬人の農林統計關係者の間には統計報國の赤心が燃えさかつて居ることを。此の農林統計關係者の燃えさかる統計報國の赤心に一定の方向を與へて、之を統制し、其の成果を具体化することに努力することこそ中央に於ける農林統計關係者の責務でなければならぬ。

三、何故農家調査を選んだか

農林統計關係者として統計報國の途は澤山あるのであらうが、その中でも從來からの農林統計調査に一段の努力を傾けることは勿論肝要な事である。抑々現行の農林統計は既に其の制定以來十數年を経過し、其の間農林漁業事情は素より、農林政策にも著しい變化が起り、農林政策の基礎資料としての農林統計も自然時代に即應して改廢を

要すべきものも出来て来た。國としては従來からの農林統計を時代の要求に即する様改廢すべきことは勿論であるが、農林統計の根本的改廢は恒久的事業であつて、一時的のものではないから、之が實施には相當の經費をも伴ふものであつて、國家財政との關係に於て慎重に考慮する必要がある、今急の間にはあはない。従つて農林統計關係者の事變下に於ける統計報國の誠を社會に具体化して見せる爲には、従來存在せず然も有意義な特別な調査を行ふといふことが最も策の得たるものであると思ふ。尤もその調査もあまり面倒なものであつては、調査員の負擔が大きくなり過ぎるからして、比較的手數のかゝらないもので然も有意義な調査でなければならぬ。

之等の點を充分考慮した場合に於て、農家調査を臨時に行ふといふことが現下の諸事情から觀て最も適切なこととなる。このことを充分に理解していただく爲には農家といふものを調査することが我が國の農業經濟事情から觀て如何に必要なことであるかといふことを述べなければならぬが、これについての詳しいことは別の機會に譲り(統計集誌六月號拙稿「農家調査の社會經濟的意義」を参照あれ)茲には農家は農業の基礎であり又別の言葉で云へば日本では農家が農業を動かしてゐるものであることを考へて貰へばよろしい。この意味に於て我が國に於て農家を調査することは、農業統計の出發點であると共に、農業政策の出發點でもあり又其の歸着點でもある。然るに事變の進展は日本の農業政策にも一大轉換を要求するものであらうが、新しい農業政策は新しい統計の上に打立てられねばならぬのであつて、農業統計に取つても正に時代は革新を要求して居る。農家を調査することは従來の生産物偏重の農業統計に取つて洵に一大革新を意味するものであつて、これこそ新しい農業政策の基礎資料として相應しい調査であることを斷言して憚らぬ。併し農家を調査することが非常に困難なものであつては特別な豫算を伴はない今回の如き場合には手が出ない。ところが農家といふものは農業の基礎であるだけに、従來の農林統計の如き生産を主とする統計調査に於ても、一應之を明瞭にして置く方が何かにつけ便宜であり、統計に熱心な地方では従來既に農家に關して色々な統計調査を行つてゐた所が多いばかりでなく、假令特別な調査を行つてゐない地方でも

調査員は受持調査區内の農家については、かなり詳しいことを知つて居るのが常態であるので、全國的に農家調査を行ふことは、その調査事項に少しの考慮を拂へば、さまで困難ではないのである。しかも従來農家について全國的な調査といへば、全國の農會に依頼して調査して居る簡單な戸數調査しかないのであつて、これでは市町村としても又道府縣としても或は國としても何かにつけ不便なのである。

我が國の農業統計が右の様な状態に在る今日、農林省が今回農家調査にのり出したことは寔に有意義であつてこれによつて、従來地方によつてまち／＼に行はれて居た農家統計に國家的統制を與へることとなるばかりでなく、従來この種の統計の缺けて居た地方には之に依つて、新に有用な統計を地方に提供することにもなる。然も今回の調査事項の程度ならば、調査員としては敢て各農家を實地に巡回して聴取しなくとも既に其の大半は之を知り盡して居ることであるから、比較的簡單に調査票の計入も出来るであらうから、調査員に取つても、甚だしく面倒なことでもあるまいと思ふ。然も此の調査は全國的に集計した場合には我が國の農業統計としては劃期的なものとなり其の社會を益することも實に莫大なものがあるとすれば、この調査こそは寔に一舉兩得といはうか、一石二鳥といはうか、其の効果は極めて大なるものがあるのである。この様な有意義な調査が統計報國の念に燃ゆる全國十五萬人の統計従事員の手に依つて歴史的大事變下に於て行はれることは皇國日本に相應しい事であり、永く後世に傳へらるべき美譽といはねばならぬ。(完)

の産額は二十萬九千七百四十五圓に上つてゐる。その内譯をあげて見ると

△米一萬六千三百圓△麥三萬五千三百七十四圓△大豆二千五百八十四圓△甘藷二千八百圓△菜種二千五百五十四圓△生大根一千九百九十七圓△小豆百六十圓△粟八百七十四圓△黍百二十四圓△玉蜀黍九圓△蕎麥八十八圓△甘藷切干六十九圓△馬鈴薯六百二十四圓△胡麻百九十八圓△實棉百七十二圓△豌豆二百四十七圓△空豆百三十二圓△隱元七十六圓△胡瓜三百四十四圓△南瓜三百三十三圓△西瓜五十四圓△茄子四百七十一圓△蕃茄七十八圓△人蔘三百九圓△牛蒡五百二十五圓△里芋四百三十圓△蓮根四十九圓△葱四百八十四圓△玉葱五十八圓△甘藍七十五圓△漬菜七百三十二圓

といふ數字を示してゐる。前にも一寸書いておいたが此の村の水田は灌漑排水に恵まれ約五割の百町歩許りが二毛作水田で菜種、小麥、大麥、馬鈴薯などが作付けられ作柄の相當なものが出來るのが特徴といへやう。

統計調査員

之等の生産統計は村内を九區に分けて統計調査員が分擔調査するのであるが山ノ莊村の統計調査員は年齢から見て大体に平均し四十才から六十一才までほとんど男盛り、而も村會議員とか名譽職をやつたとか村内で相當の地位を占めて居る連中で従つて成績もあがり第五區の岩瀬鉄三郎氏などは農林

名勝と傳説

一通り事績簿や役場の調査が終つたのは午後一時頃になつたらう。晝食をするにしてもさういふ店が一軒もない村である。上野村長が心盡しで役場の小使さんが手料理に鯉の刺身をつくつて呉れたのを奨められた。こんな田舎へ來て鯉の刺身を口にしようなどとは思ひもよらぬ事だけに非常に嬉しかつた。一時のバスの間に合はねば四時までは連絡がない。それまでに村内の名勝舊蹟を御案内しやうと統計主任の勝村書記が促すので役場を出た。道々の話に今度の事變で山ノ莊村からも相當の應召者を出したが未だに戦死傷者を一人も出して居ない、それは坂東二十六番に數へられる清瀧觀音の御蔭であり、又東城寺の高臺にある藥師如來の加護によるものだとの説があるといふ。兎に角その何れにせよ戦死者はおるか戦傷者さへ一人もないといふのは珍らしい話である。小高い岡を登つて行くと清瀧觀音に來た。こゝに奉安される佛像は作者不詳だが彫刻家長谷川榮作氏の鑑定によると相當なものだといふので國寶指定の申請中だといふのであるが、それにもまして欄間にある龍の彫刻には面白い傳説がある。それは小田を荒す雀は日暮になると山へ歸るのだが清瀧觀音堂へは決して宿をしない、といふのがそこにある龍の彫刻を恐れただといふのである。郷社日枝神社の流鏑祭は古典的なもの

大臣から選擧を受けて居る程である。今受持の概要を示せば

調査區	勤続年數	氏名	年齢
第一區	八	坂井源一郎	(四九)
第二區	一三	赤根貞之助	(五一)
第三區	四	阿部力	(五一)
第四區	一三	萩原總之助	(五七)
第五區	一三	岩瀬鐵三郎	(六一)
第六區	一三	岩瀬市重郎	(五二)
第七區	一三	屋代藤三郎	(五一)
第八區	一三	前野七左衛門	(四〇)
第九區	一三	加藤源吾	(五一)

でその受持耕地筆數から見れば第四區の一千八十八が最高で第七區の四百八十九が最低を示し、そこに相當の開きを見せて居るが耕地面積は大体に於て平均して居る。豫算に計上されてある統計費は二百六十圓で統計調査員手當は一人當り十八圓、之に米生産統計調査員手當五圓宛を加へて二十三圓で優遇とまではゆかずとも先づ相當のところではあるが計上されてある。調査員打合會は春夏秋冬それ〴〵三四回宛は開催して居るが純朴な農村だけに指示された要項について眞面目に研究して之を確守するといつた程度で格別の工夫もなく全くまゝ自然のままに調査成績をあげてゆくところに山ノ莊村らしい姿を見られるのである。

として有名である、日枝神社の氏子は斗利出、都和、山ノ莊の三ヶ村にまたがつて居るがこの祭典に行ふ流鏑祭には志筑村から市川將鑑氏を依頼して來て境内を七回まはり合歡木の的を射て貰ふのだ相で村内から稚子なども出てその家柄もきまつて居るといふ六ヶ敷い祭典なのだがその執行が中の猿の日の猿の刻(午後四時頃)に行ふといふ事や傳説などを考へ合せると昔合歡木に巢くつた猿が村内を荒し廻つて居たのを志筑村の市川將鑑が退治したその功績を今日に殘し祭典に偲ぶといふにあるらしいとの事である。前にも一寸書いた藥師如來の仁王門にある仁王尊は國寶指定の申請中で、大宇小野の小野源兵衛氏邸内には小野祠といふのがあり五輪塔まである相當なもので小野小町を葬つた處だと稱されてゐるが時間の都合でそこまでは廻れなかつた。曇つた日ではあつたがそれでも山を登つたり知道を縫つて歩くと汗をかいた。午後四時のバスには丁度間に合ふので、日枝神社に參拜して勝村書記と別れた。

本縣總務部長更迭

本縣總務部長今松治郎氏は六月二十八日付を以て内務事務官兼内務書記官として北支臨時政府顧問補佐官に任ぜられ、後任には山梨縣總務部長久保田峻氏が全日付を以て發令された。従つて本統計協會長も會則の示す所に依り久保田新部長が就任することとなつたので今松前部長には其の勞に酬ゆる爲に記念品を贈呈した



勝鹿村に今も残る

熊澤蕃山先生の遺業

商工業地古河に隣る農村

連絡がいゝ列車に乗りはぐると一時間餘も小山で待たねばならぬ古河行きである。六月九日雨を冒して乗り込んだ水戸線の列車が小山に着いて乗換ホームへ出ると東北本線が滑り込んで来た。間々田を過ぎて古河へ下車して乗合を求めたが猿島郡勝鹿村を通るバスが発車する迄には一時間近くも待たねばならぬとのこと、止むを得なければそれも仕方がないと諦めて待合室の人達と話をして居ると一時間近くも待つて乗合に乗る間は十分か十五分、それで縣道の交叉点で下されて勝鹿村役場まで五六丁も歩かねばならぬとの話である、考へて見ると視察する時間より乗物を待つ時間の方が長くなり相だ、馬鹿々々しいにも程があると思つたのでハイヤーを飛す事にした。古河から自動車が行出したと思ふと間もなく縣道を左折し砂利道を進むこと暫く、右へまがると火の見櫓のある生垣の前で自動車は止まつた、そこが猿島郡勝鹿村役場

である。
猿島郡勝鹿村は大字上邊見、西牛谷、東牛谷、女沼、下邊見、大堤によつて成り寛文四年以降土井氏の領する舊古河藩の封で明治四年廢藩置縣の令に依り古河縣と稱し、明治五年印旛縣の管轄に屬し、明治八年五月から茨城縣の所管となつたもので東西一里十町、南北一里三十町、面積〇六六方里で東は猿島郡岡郷村に、西は古河町に、南は猿島郡香取村及新郷村に接し北は栃木縣下都賀郡野木村に隣つてゐる。

青年村長と語る

刺を通じると統計主任長濱哲夫氏が出迎へ、青年村長青木亮一氏に紹介される。村治に就て政黨的に影響を受けるところは無いかとの質問に對し青木村長は極めて明快に此の地方は昔から小久保城南氏等の地盤として知られたところ

以前は政友系の勢力が相當にあつたが今日では村治に對しては政黨的な影響は少しもなく至極圓滿に協調して行く様になりましたと答へ明朗な村として戸數五百三十七戸、人口男一千七百七十二人、女一千七百二十七人、計三千四百三十九人を擁する純農村として立ち行く姿について色々な物語りは續いた。

經濟更生計劃

勝鹿村の地積約千町歩の内田は百九十三町七反、畑は四百八十六町五反で農家一戸當り田三反九畝歩、畑九反八畝歩といふ状態で農家の種類は自作百二十七戸(一割五分七厘強)自作兼小作二百七十八戸(五割六分三厘強)小作八十八戸(一割七分八厘強)で縣下でも有數な商工業地古河町に接續し鐵道や自動車の便宜によつて南は東京市、北は東北地方から北海道方面の需要地を擁し逐年蔬菜の需要が増加するので農家は集約的經營をし主要農産物、養蠶等を合せて一ヶ年約三十八萬九千圓の収入を得て居るが生活費、經營費等を見ると收支償はない状態を繰返し淳朴勤勉な農家も何等報いられる事なく窮乏に陥り昭和十一年の調査によると村全体として二萬百三十六圓、農家一戸當り四十圓の欠損を見、負債額は村全体として十七萬一千五百八十七圓、農家一戸當り三百二十圓といふ状態なので昨年經濟更生計劃を樹て縣の指定農村として五ヶ年間に約十萬圓の増収を圖り收支差引八萬四千餘圓の殘額

を得る様、總務部、經營部、經濟部、教化部の四部に分けて具體的計劃のもとに其の實現を期し既に其の第一歩を踏み出したのである。

吏員と調査員

村役場は青木村長のもとに吏員四名で助役も収入役も目下は欠員である。庶務戸籍を掌る書記館野萬七氏は勤續十二年五月、兵事學衛生出納事務を分擔する書記齋藤七藏氏は十一年十一月の勤續、統計勸業社會各般を主宰する書記長濱哲夫氏は五年七月、稅務を一手に引受ける書記金谷武氏は十年十月の役場生活を續けるといふ何れも經驗に富んだ手腕家揃ひである、此の外雇だつた岡安貞一氏は書記に昇格出征中である。又此の村の統計調査區は七區に分けて

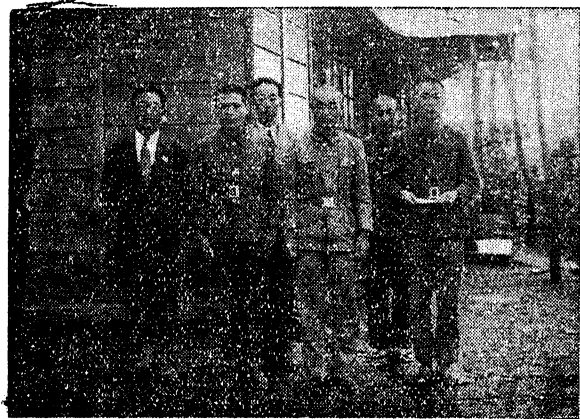
調査區	勤續年數	氏名	年齢
第一區	八	三田 近之進	(五七)
第二區	六	長濱 一之助	(五三)
第三區	一	高橋 大藏	(四〇)
第四區	一	金谷 清一	(三九)
第五區	九	高橋 嘉吉	(五〇)
第六區	一	尾花 治兵衛	(四六)
第七區	一〇	長濱 彦次郎	(四二)

以上の諸氏が分擔して居るが第一區の三田近之進氏は昭和十

年縣統計協會總裁から、又第七區の長濱彦次郎氏は今年農林大臣から何れも統計功勞者をして名譽の表彰をされてゐる。勝鹿村の總豫算は二萬八千九百圓で滯納は僅かに十四圓、それも村内居住者のものではなく不在耕地々主の滯納によるものと聞いては如何に村民が淳朴精勵であるかを察する事が出来やう。統計費は九十圓で調査員手當は十五圓、それに米生産調査手當六圓を加へて一人當二十一圓である、併し昭和八年迄は一人當四十圓宛も支給して居り従つて勝鹿村の統計成績の全盛期ともいふべきは昭和四年から八年迄で他町村から視察に来る者も多かつたが種々なる事情から手當も減額され、それが統計の成績にも影響して來たのは如何にも残念で是非昔日の勝鹿村にしたいと青木村長も念願してゐた。

(主要生産物)

古河といふ需要都市を隣にした勝鹿村が蔬菜栽培などに力を入れるのは當然の事である。又家畜にしたところが牛五十五頭、馬三十三頭といふのに豚になると三百五十四頭の多さを數へてゐるのは矢張り前と同じ様な理由からであらう従つて家畜も飼養戸數四百四戸で成鶏一千九百七十七羽、雛一千四百七十四羽、價額にして一千八百七十三圓、産卵四千九百五十七圓の收入を昨年見てゐるのである。今昨年の農産物の主なものを掲げると左の如くである。



【明説眞實】
長村木青・記書野館・記書谷金(らか右列前) 記書濱長
記書藤齋・記書組産花尾(らか右列後)

△米十五萬七千八百八十七圓△大麥八萬三千五百十二圓△小麥五萬三千八百六十五圓△大豆三千八百八十六圓△小豆八百八十圓△粟八千三百六十四圓△玉蜀黍四百三十二圓△蕎麥一千四百五十二圓△甘藷一萬四千八百八十八圓△胡麻百八十四圓△豌豆八十圓△空豆二百圓△隱元豆三十四圓△胡瓜九百五十四圓△南瓜一萬一千六百四十四圓△西瓜三千六百四十六圓△茄子一千三十六圓△蕃茄三百八十二圓△大根二千九百五十二圓△人蔘七百七十二圓△牛蒡七百六十六圓△馬鈴薯一千九百四圓
で其の總額は三十七萬七千四百五十二圓にのぼつて居る。此

の外に煙草が一町一反歩栽培され約一千百圓の收入があり養蠶は春蠶一萬二千三圓、夏秋蠶一萬一千八百八圓、計二萬三千百一十一圓をあげてゐる。

(熊澤蕃山の墓)

勝鹿村が誇るところは何か、格別名勝がある譯ではない、取立てゝいふ程の舊蹟があるといふのでもなく、唯一ともいふべきものは熊澤蕃山の墓であらう。墓といふよりも一代の尊王經世の大家蕃山が自ら工を起した耕地整理の水田約十四町歩が大字大堤、下邊見地内に残され蕃山の遺業が今尚ほ里人に大きな教訓と實益とを興へてゐる事であらう。熊澤蕃山は元和五年京都に生れ、岳父守久が寛永三年水戸威公に三百

石を以つて召された事から本縣に縁が結ばれた。十六才の時備前侯池田光政に仕へ、二十にして辭し中江藤樹を慕ひ三日二夜門前に端座しその誠意を認められて師事した事は餘りに有名な話である。後再び池田侯に仕へ豊後の中川侯にも召されたが幾何もなく京都に歸り山城、播州等に悠遊自適してゐたが蕃山の學識、經世の才を妬む者の爲讓せられて貞享二年古河に禁錮の身となり元祿四年八月十七日七十三才を以て歿し二十日勝鹿村延壽寺に葬られたのである。熊澤蕃山の功業を今更列擧するのは略すが勝鹿村地内に残された耕地整理はその道路といひ用排水路といひ現在のそれと殆んど變りがないといふのを見て如何に蕃山が卓抜した識見と才能を有してゐたかを想像する事が出来るであらう。

寄贈圖書

昭和十一年人口動應統計
自昭和十一年九月家計調査報告
至昭和十二年八月家計調査報告
統計時報第七十九號第八十號
昭和十年市町村別人口動應統計
昭和五年國勢調査最終報告書
昭和十二年宮城縣統計書第一、二、三編
昭和十三年米統計表
昭和十二年大日本帝國海灣統計要覽
最近の山形縣勢
昭和十二年米麥統計
浪華の鏡 五、六月號
いしずゑ 五、六月號

内閣統計局
農林大臣官房統計課
内務省土木局
山形縣總務部調査課
福井縣總務部
大阪府統計協會
福岡縣統計協會

調査月報 第四號
第四十九回統計報告
第十一次馬政統計
昭和十一年關東局第三十一統計書
昭和十一年商業調査書
昭和十一年愛知縣統計書第一、二、三、四、五編
昭和十一年岡山縣統計年報全
統計界五月號
昭和十一年神奈川縣統計書
昭和十一年東京府統計書第一、二、三編
昭和十一年和歌山縣統計書
朝鮮 六月號

朝鮮總督府
內務大臣官房文書課
馬政局
關東局
大阪府
愛知縣
岡山縣
岩手縣統計協會
神奈川縣
東京府
和歌山縣
朝鮮總督府

非常時下水害の

對策に遺憾なきを期せ

調査員各位の奮起を望む

本年は特に事變下のことゝて各地とも勞力不足を氣遣はれたが隣保共助の精神の現はれで各種團體を始め學校も臨時休校しての共同作業勞力奉仕が遺憾なく運ばれて農家が一年の收穫を賭けた實に忙がしい作付期間も了へいよゝ盛夏を迎へるのである。この期間には最も重要視される水稻作況調査、米第一回豫想調査等があつて統計調査員各位の責任は重大である。

殊に過般縣下一帯を襲つた未曾有の下水害は此の種調査の上にも會つて見ない色々な支障を及ぼすだらうと思はれる。即ち例年の調査方法を踏襲したゞけでは今年の様な特異な事情のもとにある調査の完璧は期し難いのである。自分の耕作物が蒙つた下水害の後始末だけでも容易なものでないのに、尙ほ大切な稲作況調査や第一回收穫豫想調査などの仕事に奉仕しなければならぬ町

村統計主任や調査員各位の勞苦は誠に御同情に堪えない次第であるが銃劍をとつて異郷に戦ふ將兵と同様の心構へを以つて銃後の第一線に活躍する各位は、此の際更に統計報國の熱意を燃やし各種調査に遠算なきを期されたいのである。斯る非常時下に於ける災害に遭遇してこそ始めて統計の重要性が一般から認識されるのであつて、此の災害を轉じて統計關係者が其の機能を發揮して重要國策に貢献する機會たらしめる覺悟のもとに協力されん事を望んで止まない次第である。

■豚生産狀況調報告

第二期分(市町村報告期) 七月末日限

本調査は豚統計改善策の一方法として兎角課査洩れとなる生産頭數の正確を期する目的から昭和十三年に限り豚の生産狀況を左記四期に分ち調査致すこととなり、右に關しては昭和十二年十二月二十四日付縣報登載を以て通牒

■梨豫想收穫高

(市町村報告期八月四日限)

梨豫想收穫高は昨年を以て第一回とし本年は第二回目の調査である。八月一日現在を以て調査し八月四日迄に縣へ到達する様報告するので其の間非常に短期間なるを以て往々期限迄に報告し得ない町村も見受けられ、事務進捗上甚だ差支えるを以て特に注意を拂ひ電報なり電話なりを以て報告する等期限の恪守に努めて戴きたい。梨は果樹園に就ては果實調査原簿に依り果樹園以外の宅地、堤塘、畦畔其の他に植ゑてあるものは果樹園以外の果實調査原簿に依り、何れも結實樹齡に達したるもの、樹數に對し之が一本當の豫想收穫高を決定して算出するのであるから克く調査区内の成育狀況、氣候の適否肥培管理の狀況を検討して可及的確を期する様されたい。

致しましたから夫々御手配の事と存じますが、第一期分報告に徴しますに報告様式を異にするもの、課査期間の相違するもの、報告期限を失するもの等が見受けられましたから、第二期分からは報告期限を確保せられ誤謬のない様に充分注意せられたいのです。

記

- 第一期 自昭和十三年一月一日 至同 年三月末日 報告期限 昭和十三年四月末日限
- 第二期 自昭和十三年四月一日 至同 年六月末日 報告期限 同年七月末日限
- 第三期 自昭和十三年七月一日 至同 年九月末日 報告期限 同年十月末日限
- 第四期 自昭和十三年十月一日 至同 年十二月末日 報告期限 同十四年一月末日限

■綠肥作用物

(市町村報告期七月末日限)

〔イ〕、作付段別は春蒔秋蒔たるとを問はず又病蟲風水害等の爲收穫皆無と

なりたる地と雖も一旦作付したるものは凡て調査することです。

〔ロ〕、作物栽培の目的が綠肥なる場合に於ては之を家畜の飼料に供したりとも之を課査すること、但し其の目的が最初より家畜の飼料なるときは調査の要はありません。

〔ハ〕、栽培の儘收穫することなくして鋤込みたる數量は之を見積り計上するのです。

〔ニ〕、本表其の他中にはダイコン、アブラナ、クローバー各種、ザートキツケン、ルーサン、ルーピン等を含みます。尙價額の調査は實際に賣買せられ居りませんから之が調査は至難なるべきを以て大体左記肥料成分に依り算定する外ありません。

- レンゲ 生百貫匁
- 大豆粕一枚(時價相場)
- モクシク 生八十貫匁
- 全 (全)

■水稲作況

(市町村報告期八月十五日限)

水稲作況は其の管内の作況を観察して普通作況に比し五分以上を増収する見込の場合を良とし、五分以内の増収見込の場合を稍良とし、普通作況見込の場合を普通とし、五分以内減収見込の場合を稍不良とし、減収五分を超ゆる見込の場合を不良として、即ち五段階級の何れかに依り報告するのであります。此の普通作とか或は増収何割何分、減収何分とかの割合は作況であるから、市町村の收穫量とは必ずしも關係は有しない。例へば水田の埋立地が多いとか、或は植付不能の地が非常に多いとかで、作付反別が激減して、其の管内の收穫が非常に減する様な場合があつても、作付は箇々の田が反収に於て従来よりも増収の場合には稍良とか良となる場合を生ずるのであります。尙此處で普通作況と謂ふのは前五ヶ年間に於ける中庸の作柄を指すので、之

に對しての比較を前述の五段階級の一で表示することとなる。此の表は八月十五日現在の調査を十八日迄に縣へ到達する様報告するを要するのであります。すから期日迄に到着せぬ見込の場合は電信、電話等の方法に依り速報せられたいのであります。

■大豆豫想收穫高

(市町村報告期八月十八日限)

本調査は八月十五日現在に依り(枝豆を除き)調査するもので、即ち栽培現在面積は取扱細則に依り實地に調査したる面積を揚上し、豫想收穫高は右調査期日現在に於て栽培地を實地に巡回して成育の状況、病虫害、風水害等の状況を観察し且氣候の経過、肥培管理等を考慮したる上精農家の意見をも徴して一段歩當り豫想收穫高を見積るのであります。

尙本表は八月十八日迄に縣へ到達する様報告するのでありますから報告期

限は特に嚴守せられたい。

昭和十二年に於ける大豆縣平均の反當收量並單價を示せば左の通りです。

反當 單價
〇・八八〇合 一五・八七錢

■夏秋蠶豫想掃立數量

(市町村報告期九月五日限)

本表は九月一日現在で區内各飼育者に就き養蠶調査方法に依つて作成する夏秋蠶調査原簿を基礎として豫想掃立數量を作成するのであります。

■米第一回豫想收穫高

(市町村報告期九月廿三日限)

本調査は九月二十日現在に依り調査し九月二十三日迄に縣廳へ到達する様急速報告を要する重要な統計であります。すから、次の注意を参照し遺憾なき調査を遂行せられたいのであります。

本表に掲上する作付反別は本表を纏むる必要上既に九月二十日迄に調査員をして其の調査區内に於ける米作地を

■米作農家戸數調

(市町村報告期九月二十三日限)

本調査は九月二十日現在を以て各調査員が其の擔當調査區内に於ける米作農家と米作準農家に付いて調査するものですが特に左記事項に留意し誤りなきを期せられたいのです。

一、米作農家は世帯員中米作を爲すものある世帯を計上し、又米作準農家は學校、試験場、組合、會社其の他法人又は団体にして米作を爲す場合には其の管理者に付前項の區分に從つて夫々計上すること

二、米作農家數及米作準農家數の計上に當りては其の經營耕地の所在の如何に拘らず米作農家又は米作準農家所在の市町村に於て之を計上すること

三、米作農家一覽を其の儘利用する時は必ず重複計上する様な虞れがありますから之は絶対に避けられ飽くまで實地調査を施行し計上すること

四、米作準農家の種別を明かならしむる爲に必ず其の名稱を備考に記載すること

五、調査の上は必ず前年と對照し其の増減事由を備考へ記載すること

■一段歩收穫高並單價

麥及綠肥の前年に於ける反當收量及單價は前號に掲載したが、其の他のものに付掲載すれば次の通りである。

園藝農産物蔬菜及花卉

反當收量

單價

エンドウ 一・〇九二合 (石)一四・三五錢

ソラマメ 一・五三四合 (全)一一・七一錢

インゲンマメ 八九一合 (全)一九・五九錢

食用農産物

ジャガイモ 三六二貫 (貫) 九錢

工藝農産物

ナタネ 一・一一二合 (石)二一・八六錢

■夏秋蠶豫想收穫高

(市町村報告期九月末日限)

本表は九月二十五日現在に依り受持區内の各飼育者毎戸に就いて實際の状況を調査し、尙當業者の意見をも徴して其の區内に於ける蠶種一瓦當の豫想收穫量を決定し、之に掃立數量を乗じ

一筆毎に米生産統計調査取扱方に依り調査するもので、即ち作付反別調査原簿及耕地圖又は米作地圖に依り、各筆毎に作付の梗米繭米の區別、上中下の作柄の區別を調査し、之を各集計して最後に水陸稻の作柄毎の反別を其の作柄毎の一反歩豫想收穫高に乗じて各作柄毎の收穫高を得、各作付反別及收穫高の作柄別を合計して本表に必要な數を得るのであります。一旦作付したものが無收穫となる場合には之が反別をも加へねばなりません。而して一反歩豫想收穫高を調査する場合には特に細密に受持調査區内の作柄の状況を調査し、且精農家數名の意見をも徴して最も慎重に決定する必要があります。尙報告に際しては備考欄の所定事項を洩れなく記載すると共に指定の期日迄に到達せざる見込の場合は電報又は電話等敏速の方法に依り一先づ報告を願ひます。

て豫想收籾高を算出するのですが、若し無收籾見込數量ある場合には其れを除外した掃立數量に乗じて算出するのです。前年收籾高欄へは前年夏秋蠶表に記載した、實收籾高（上籾、玉籾、屑籾を合計した總收籾高）を計上するのであつて、前年の豫想收籾高を計上せぬよう注意を願ひます。備考欄には前年收籾高に對する増減事由の外に氣候の適否、飼育の経過及桑葉の過不足並に發育の狀況等も必ず記載されたいのです。

■青刈飼料作物

（市町村報告期其ノ年九月底日限）

本表は其の年の收穫面積及收穫高、價額を調査し九月底日限（本年以降當分の間調査）報告することゝなりまし。たから左の点に付御注意を願ひます。

- 一、飼料の目的を以て收穫したもののみを調査するのです。然し官立の學校、試験場、講習所等に於て栽培せられたものは調査を要しませんから御注意を願ひます。

意願ひます。

- 二、永年性牧草とはチモニー、オーチャードグラス、レッドトップ、スエスキト、ケンタッキーブルーグラス、トルオートグラス、レッドクロバト等莖葉を飼料に供する永年性草本作物を謂ひます。
- 三、收穫面積には其の年實際收穫した地の面積を計上するのです。
- 四、混作又は間作は相互に影響を受けた限度に於て各其の面積を見積ののです。
- 五、收穫高には秋時たると春時たるを問はず凡て其の年收穫した生草の數量を計上します。但し刈取らないで其の儘飼料とした場合には其の收穫高は收穫したものに準じ之を見積り計上致します。
- 六、價額は生産者の賣渡價格を基準とし若し當該市町村内に賣買の事實がなく賣渡價格のないときは市町村に於ては備考欄に其の旨を記載し價額及單價の記載を要します。
- 七、備考欄には増減著しき場合に其の理由及記入事項中説明を要する事項等を記す。

學事年報の

製表に就て

粗漏のない様に

昨年學事年報中取調條項甲款及甲、乙號表に就て述べましたが此の度は八月三十一日限りの經濟表について記入上の注意を致したいと思ひます。公學費は市町村の歳出及歳入、公立學校又は

圖書館の歳出及歳入私學費、私立學校

又は圖書館の歳出及歳入の教育學事に關する費目の總てを洩れなく掲げるのであります。が市町村の豫算整理様式に捉はれず實際の支拂澄憑書に依つて作製することになつて居りますので其の總額に於て年報の公學費が市町村の教育費決算と同額となるか若しくは多いのが正しいといふことになるのであります。そこで本表の作製に當つては克く収入役と連絡を保つて粗漏のない様注意し決算面に表はれたる數字が如何なる状態に依つて動いてるかを明瞭にして置いて關係員の査閲の際質問されて迷はない様心掛けて頂きたいのであります。

一般上の注意

一、公學費には市町村決算の教育費及右以外の各款項目より支出したるもの、特別會計に屬するも其の市町村學事の爲に支出したる費用は全部掲載することになつて居ります。

す。

- 一、年度内三月一日現左の學校、教員養成所圖書館は其の年度に屬する支出や収入の金額全部を掲載し假令其の支出や収入が少額と雖も必ず一々各費目別に掲げるのです。
- 一、臨時費に於ても市町村決算に依り調査し朱書して掲げ、特別會計に屬するものは適當な符號を附け普通會計と區別、繼續費は其の年度に支出したる金額だけを掲載するのです。
- 一、縣より市町村へ特別會計に屬する金額を補助したものは市町村の収入も亦適當な符號を附け區別して掲げるのです。
- 一、學校幼稚園、圖書館等で他の學校の附屬になるものは本校の部へ合算して掲載するのです。
- 一、小學校の公學費は尋常、尋常高等、高等の各校に區別し區別することの出来ない金額があるときは主なる經費を要する學校の部へ掲げるのです。
- 一、金額及坪の計算は各項毎に必らず四捨五入し圓位又は坪に止めるのです。
- 一、學校の設置、廢止、移管、我舎の増設、

御記載願ひます。

- 八、本表に計上する作物は農林省統計様式第七麥、第八食用農産物、第九園藝農産物、又は第一綠肥用作物の何れの表にも之を計上しない様御注意を願ひます。
- 九、前項調査の重複を防ぐ爲大正十四年十一月本縣令第三十八號農林商工統計報告規則取扱細則に依る田畑の小票記入に際しては適當な時期に於て實地調査の上小票備考欄に飼料作物と記入を願ひます。

燒失等は本表報告に影響がありますから脫漏のない様注意し必らず備考に其の旨説明して頂きたいのです。

第二四公學費表 支出（年度調）

▲俸給（專任者）

- 一、學校長、園長、館長の俸給は專任のものゝみを掲げること。
- 二、小學校長及び訓導、教諭、助教諭、准訓導、代用教員、保母、舍監、幹事、書記、助手等の俸給は必らず專任者の俸給のみを掲げること。
- 三、青年訓練所主事及び指導員手當、（學校醫手當齒科醫は區別すること）は各々其の該當欄へ掲げること。
- 四、休職者の俸給は各相當俸給欄に休の字を附して掲げること。

▲旅費

- 一、普通旅費の外教員講習會出席手當、教育會出席手當、修學旅行旅費補助、學事視察旅費補助等の如く性質上旅費ならば之を旅費として掲げ、然らざる場合は其の他の諸費欄に掲げること。

▲雑給
一、事務雇員、職工、農夫、門衛、小使等の給料及兼任に依る手當其の他人夫賃等を掲げる。
二、學生、生徒、兒童給費

一、學資金及び同性質のものは給費として掲げる。
二、生徒及び貧困兒童に學用品(圖書、文具等)の現品を給した時、それが賞與でない場合は給費として掲げること、學校給食の費用は本欄へは掲げず、部其の他の諸費欄へ※印を附して掲げて頂きたい。

▲借地費、借家費
本欄へは第二六公學資産中土地坪數、建物坪數欄へ掲載すべき事實がない場合は必ず借地費、借家費の支出がありますからこれを掲げる。
▲住宅料、住宅賃借料
教員に支給する住宅料又は住宅賃借料を掲げること(第一學事報告の二にある教員住宅調と對照すること)

▲圖書器械標本費、器具費、消耗品費
一、器械とは圖書又は標本に準じて生徒教授

に用ふるものを云ひ、器具とは其の以外の用具の總てを云ひます。即ち物理、化學の實驗並農業、工業、漁撈、航海、手藝、音樂等に關する學術技藝を修習せしむる爲めに用ふるものは之を器械とし、机、腰掛、黑板、其の他事務用具等は之を器具とする。又この區別は公學資産表にも共通いたします。

二、器械器具等の修繕及び手入費等は各々其の相當欄へ含んで掲げること。
三、電燈費は消耗品費として掲げること。

▲新營費、教員住宅建設費

一、主として臨時費で學校建築費、敷地賃借地の買入代を掲げ、又學校基本財産とする土地建物の購入費も掲げること此の際は適宜の符號を附し之を備考に説明して戴きたる。

二、教員住宅建設費があれば収入の教員住宅費縣費補助欄と對照し、又次年度に於て第一學事報告の二の教員住宅に掲載するのですから脱漏せぬ様注意を要します。

▲修繕費

一、學校基本財産に對する修繕及手入の費用

等をも掲げること。

▲其の他諸費

一、前記の色々な種別の各欄に該當しない總ての教育學事に關する費用を掲げるのです
二、即ち恩給基金、惠與金、教員の年末賞與、慰勞金、宿直賄料、通信運搬費、兒童出席獎勵費、生徒學年末賞與、式日儀式費、運動會費、學年末に於ける優等生若くは無缺席者に與ふる賞品の費用、印刷費父兄會招待費、保險料、廣告料、軍事教育費、諸備被服費、短艇保管費、水泳費、入學考查費、實習費等を掲げること。
三、其の他諸費欄に掲げる金額は出來得る限り各學校、幼稚園、青年訓練所、圖書館に區別し、區別し難い金額は其の費用の主に使用した部に掲げること。

▲其の他の部に屬する其の他消費(備考記載の經費)
本欄へは前記の各學校、幼稚園、青年訓練所、圖書館に全然區別し難い費用を經常費臨時費(朱書)に區別して掲載するのである

二、即ち學校基本財産蓄積金、學校建築費立金其の他學事に關する一切の積立金、學務

委員報酬、教育委託費、教員講習會費、壯丁教育調査費、社會教育獎勵費、就學獎勵費、學事統計費、學校衛生費、學事視察費、學校組合事務費、同協議會費、教育會補助青年團補助、學校、幼稚園及び圖書館の補助、其の他教育學事に關する団体補助、少年團補助、其の他一切の學事關係費が掲載されるのである。
三、學務委員報酬、青年團補助等を教育費以外より支出する場合でも公學費として調査する。

四、學校給食臨時施設費は重に臨時費に屬するが(經常費を以て支出する町村もある)※印を附して調査する。

五、往々軍人會、尙武會等の補助を記載する町村があるが之は誤りである。

六、私立學校等に對する補助は第二五私立學校、圖書館等收支表の収入の部補助欄と對照し且つ一々其の學校毎に備考へ説明するのである。

第二四公學費表 收入 (年度調査)

一、收入中米穀其の他物品等で金額に換算し決算したものは總て其の該當欄に掲げる。

一、寄附金、雜收入の如きは其の主なる目的或は主として得たる理由等に依つて必ず尋常、尋常高等、高等の各小學校に區別して掲げる。

▲授業料

一、授業料總額は第一學事報告の授業料月額額の十一倍したものと大差なき筈である。
二、授業料徴收を中止した場合は備考へ其の旨附記して頂きたい。

▲寄附金

一、學校擴張に關する寄附金、校具購入の寄附金等總て教育に關する寄附金を記載すること。

▲學校基本財産より生ずる收入、積立金及其の他の資金より生ずる收入

一、學校基本財産、積立金及其の他教育學事に關する資金の利子及び其の他收入は普通特別會計に係はず必ず本欄に記載し、再び元金に組入れ蓄積する場合は其の金額を其の他諸費欄に於て支出するのである。然るに此の利子及び其の他收入を教育學事に關する以外の費用に使用する時は其の他諸費欄に於て支出する必要はない。

▲雜收入

一、入學試験手数料、生産物賣拂代、敷地及建物賣却代、不用品賣拂代等のものを掲げること。但し教育委託料は圖書館の下其の他へ掲げるのである。

▲國庫及び縣費の補助

一、其の年度に屬する總ての國庫及び縣費からの補助を漏れなく掲げること。但し學校給食臨時施設費補助は圖書の下其他の縣費補助欄に掲げるのです。

第二五私立學校圖書館等

收支表 (年度調査)

私立に係る學校圖書館等に關する調査に就いては公學費に於ける取扱ひと同じ方法で調査すれば宜しいのでありますが左記の点念の爲め申し上げて置きたいと思ひます。

一、學校の會計年度が本年報の統計年度と異なつてゐる時は統計年度に最も近い學校の會計年度に依る一箇年の收支決算を以て之に代へて頂きたい。

二、學校長、幼稚園長、圖書館長、青年訓練所主事、教員保母、舍監、司書、青年訓練

所指導員、事務員に對して手當又は報酬の名義にて支出するも毎月一定の額を給したものであれば總て之を俸給として計上すること。但し事務員中雇員待遇に依るもの、俸給は雜給として取扱ふ。

三、表中各種別に掲載された以外の費用は其の他の欄へ掲げて之を備考へ詳細に説明すること。

四、収入の部國庫補助の欄には補助以外の名義にて國庫より交付せられた金額をも其の名義別に夫々適宜の符號を付して區別して掲げること。

第二六公學資産表(年度末現在調査)

一、公學資産の範圍は公學の爲にする資産で市町村の所有權を有するものに限つて調査するものである。

一、學校、幼稚園、青年訓練、圖書館等では學校の附屬に係るものは總て之を本校の部に計入するものである。こゝで附屬とは會計を共にするもので附設に係るものでなく、併し獨占的に敷地、建物等を有する場合は必ず其の坪數、價額を記載して頂きたい。

が限ります。

三、他人の土地に木竹を植付け基本財産とした時日其の立木竹の價額を時價に見積つて森林の價額欄に適宜の符號を附して掲げ之を備考に説明して頂きたい。

▲其の他の價額

一、基本財産で前記の各種別に該當しないものを總て掲げ、其の内譯を一々備考に區別して記載して頂きたい。

二、基本財産の森林を間伐して材木とした場合其の價額を時價によつて本欄に記載すること。

▲積立金

基本財産は永久的であり、積立金は校舎の建築の爲めに積立つるといつた様に一時的の積立金を指すのでこの區別を誤らない様注意して頂きたい。單に現金ばかりでなく穀物、建築材料等を積立てた場合でも之を時價に換算して記載すること。

第二七兒童就學獎勵費支出狀況調

(年度調査)

一、本表は市町村及び公益團體に於て直接給與したものに就いて調査するので市町村に

▲敷地、附屬地

一、敷地とは校舎を建設した土地の一區劃内を謂ひ、附屬地とは其の區劃外の土地を謂ふので、校舎と一區劃内にある運動場、實習地、教員住宅敷地等は之を敷地に記載するのである。

二、土地坪數は可成實測したものに依つて記載して頂きたい。

▲建物の教場、閱覽室其他

一、教場とは實際に使用して居る教室のことで講堂、屋内体操場、道場、自轉車置場、教員室及び事務室、圖書保管室、廊下、使用しない教場等は其他へ掲げるのです。

▲地、建物、圖書、器械標本、器具の價額

一、總て時價を以て調査し、土地及び建物は一坪當りを算出し時價として適當か否かに注意して頂きたい。

二、圖書、器械標本、器具の資産價額は前記公學費支出によつて破損のない限り年々新購入に依つて増加する筈です。注意して頂きたい。

土地及建物の坪數増加したのに拘らず公學費

於けるものは小學校に於ける學生、生徒、兒童給與の支出額と圖書館の下其他の諸費欄へ※印を以て掲載したる學校給食臨時施設費として支出したる金額を合算したるものと大体に於て一致することになるのである。

▲支給費目別

一、支給費目別調査に於ては市町村の部は市町村に於て直接給與したるものを掲げ、公益團體の部は大部分其の村兒童保護會に於て直接給與したるものに就て調査するので同一人が市町村及び公益團體の兩方より給與された場合は本費目別調査に於ては別に各々一人として掲載するのであつて何れの場合も、實人員を掲載すること。

一、教科書、常用品といふ如く二種以上に亘つて給與されたものは金高の多い方に掲げて頂きたい。例へば一人に對して教科書の爲七十錢、常用品の爲一圓三十錢、被服の爲五圓支給したるときは被服支給の欄に一人七圓として掲げるのである。

▲受給總額金高別

一、前述の調査は支給したる方面より見た調

中新營費に於て支出のない場合がありますが之は必ず敷地購入とか建築とかの臨時支出がある筈です。記載洩れのない様注意を願ひます。本年報告と前年報告の控とを對照して増加の場合は新築、増築、擴張、好景氣に依る時價の騰貴等の如く、減少の場合は不況に依る時價の低下、賣却、焼失等の如く備考へ詳細に其の理由を附記して頂きたい。

▲基本財産及び積立金

一、基本財産の金額及び積立金は年度末の現在高を掲載すること。依つて次年度の積立を混合して掲載せざる様注意して頂きたい

一、小學校の基本財産及び積立金が尋常、尋常高等、高等の各小學校に區別してない市町村が多いのですが、この場合には主なる目的又は經費を要する學校に記載すること

▲現金及預金

一、貸付金及び運用金の類をも計上すること有價證券は時價に見積つて掲上して頂きたい。

▲土地、建物の坪數及價額

一、土地、建物の價額は時價を以て掲上する二、公學資産を其の儘記載する向もあります

查であるが本調査は給與を受けたる方面から見た調査で一人のものが市町村及び公益團體の二箇所から給與された場合は其の金額を合算したるものを掲げるのである。尙公益團體より兒童就學獎勵を爲した時は其の團體名を備考へ記載して頂きたいのである。

農林統計事務打合

本年九月一日を期し全國一齊に實施せらるる農家調査及び新規に調査せらるることとなつた飼料用作物調査に就て萬全を期する爲農林省主催にて去る六月十九日栃木縣廳會議室に於て本省より長畑統計官、茨城、栃木、埼玉、群馬各縣の關係者出席の上協議打合を遂げた、當日の出席者次の如くである。
農林省長畑統計官、增野埼玉縣統計課長、小坂橋群馬縣統計課長、富岡、大腰屬、虎口茨城縣屬、北里栃木縣總務部長、加地栃木縣統計課長、吉田、古口、後藤屬、中丸、山中、青木、太田、明神統計主事補

九月一日施行される

農業調査の要綱

農業國策の基本を確立

調査の趣旨

農は吾國産業の王座を占めて居るばかりでなく、國家に實質なる思想と頑健なる壯丁とを提供する源泉であつて富國強兵は農を離れては考へ得られない。そして人口に比して國土面積の狭い吾國では農業は會社組織等による大農式經營は殆ど見られず家族的な小農式で集約的に營まれる。だからして農業の盛衰、従つては國力の消長を卜するに先づ以て農家の状態を知らねばならないし、農業國策も此の基本的な條件を明かにせずには確立することは困難である。

農家に關する全國的な調査は、毎年農會を通じて行つて居る所謂「農事に關する調査」と謂ふものであるが、國家非常の現在では更に詳細な調査のあ

に謂へば同日午前零時）現在に依つて調査するのである。

調査の範圍

第一 調査の場所 本調査は現在する市町村に於て調査するのである。従つて自分の村に耕地が無くとも、其の農家があれば調査を行はねばならぬし、逆に耕地が村内にあつても、其の農家が村内になければ調査するに及ばない

調査の時期

本調査は昭和十三年九月一日（正確

第二 調査農家の範圍 (一) 農家といふのは世帯員の中の誰れかゞ多少に拘らず農業を營んで居る世帯のことである。従つて農家を本業として居るものは勿論、農業以外の業を本業とし農業

を片手間にやつて居るものも、何れも、茲に調査を要する農家である。

目を調査する。

- (1) 農家の所在地 (2) 農家世帯主の氏名 (3) 專業兼業別 (4) 兼業農家の兼業の種類 (5) 農業の種類 (6) 耕作面積(自小作別)

第二 調査事項の解説

(一) 專業兼業別 (一) 專業農家(農業のみを營む世帯)とは其の世帯員の誰れかゞ農業を營んで居り、而も農業以外の業に従事するものが、其の世帯員の中には一人も居らなげ様な世帯を謂ふ。兼業農家(農業と他の業とを兼ね營む世帯)とは世帯員の一人が農業の傍ら商業を營むと云ふ風に、同一人が農業と他の業とを兼ねて居るもの、亦世帯員なる父は産業組合の事務員として勤めて居り世帯員たる息子は農業に従事して居るといふ様に、世帯員の二人以上が各別個の業に従事する場合も含むのである。

(二) 農業以外の他の業に従事するといふても、農家の世帯員が臨時に他の業に従事することがあつてもこの場合は兼業と見ない。兼業農家といふからには農業以外の業に従事するところが、其の農家の常態でなければならぬ。

(三) 會社、組合、農會等の法人又は青年團等の團體が農業を營むも之は調査を要せぬし、更に又學校、試験場等も茲では調査を要しない。

調査の事項

第一 右の調査農家に就いて左の六項

(一) 農業以外の他の業に従事するとい

(四) 尤も農業の主従を如何なる標準に依つて判断するかは、概念的にかなり難しいことであるが、實際に當つては多くの場合、某家は農家が主であるか、他の業が主であるかは、大體村民の見する所は一致し、その判定に迷ふことはあるまいと思ふ。併し多

くの農家の中にはその判定の困難なものも相當あらうかと思ふが、その場合は當該農家世帯の生計が常時主として依存して居る方の業を主とし然らざる業を従とする。

(五)農業以外の業といへば林業、水産業、商業、工業等澤山ある譯であるが、或る農家にして其の世帯員が他の農業に日傭として雇はれる場合又は農家以外の各種の方面に雇はれる場合(例へば近くの工場に職工として雇はれて通勤する場合とか伐木夫として林業家に雇はれる場合)も兼業農家である。因にこの種類のものは兼業種別欄では雇傭労働に該當する譯である。「兼業農家の兼業の種類」参照

(六)農家が自己の收穫物を加工又は製造するといふ様なこと(農業的の製造加工)又は僅かな自己の林野から柴草を採取して畑に鋤込むとか、薪を採取して自家の燃料に供するとい

て生計をどうしようといふ考へがなければこれは別段取りたて、養畜と見ない。

四、耕作面積(自作小作別)

(一)耕作面積には其の耕作する耕地(休閒地を含む)の所在が他市町村たると、自市町村たるとを問はず、各農家の耕作する耕地の全面積を計上するのである。

(二)自作地には當該農家の世帯主又は其の家族の所有する耕地であつて當該農家に於て耕作するものを計上し小作地には當該農家の耕作する耕作中、自作地に非ざる總ての排地を計上するのである。

調査の手續

一、調査員は配布を受けた調査票用紙に、自己の擔當調査区内に九月一日に現在する全農家に關し、調査事項を記入するのであるが、記入に當つては直接農家に聴くとか、其の他適

ふ様なこと(農林的林業)或は農家が自己の水田に於て鯉を飼育するといふ様なこと(農業的の養魚)は何れも農家として農業に附隨して當然に普通に行はれることであつて、之等の作業を一つ一つ取り立て、農家が工業を兼ね營むとか林業又は水産業を兼ね營むと見る様なことをせず之等は總て農業の一部の作業を行ふものと看做す。

二、兼業農家の兼業の種類 兼業農家の營む農業以外の業の種類を本調査では林業、水産業、工業、商業、雇傭労働、其の他に分けてゐるが、この場合林業、水産業、工業、商業は其の農家が自ら之等の業を經營する場合に限るので、これ等の産業に労働者として雇傭せられる場合は、其の他に入れるのである。右の何れにも該當しないものは總て其の他に入れる。

三、農業の種類 耕種といふのは、土

當なる方法に依つて正確なことを記入する様にせねばならない。

二、調査員は擔當調査区内の全農家に關し調査事項の記入が了つたならば記入洩れ又は誤記がないかどうかをよく検査する。

三、調査員は調査票の検査が了つたな

地を耕作し作物を栽培して之に依つて生計を營むこと、養蠶を飼育すること(自家消費の桑を栽培することを含む)に依つて生計を營むことであり、養畜(養禽、養蜂を含む)といふのは家畜、家禽又は蜜蜂を飼育すること(自家消費の飼料を含む)に依つて生計を營むことである。自己の養蠶に必要な桑を栽培するのみで、他の作物の栽培をしないものは養蠶のみを營むものとて養蠶と耕種を兼ね營むとは見ない。養畜についても同様で、自己の飼料を栽培するのみで、他の作物を栽培しないものは養畜のみを營むものと見、之も耕種と養畜を兼ね營むものとは見ない。農家が農耕の目的のみで、牛馬を飼育する様な場合には、これを農家がこゝにいふ養畜を營むものとは見ないし、又鶏を二、三羽飼育して居るものがあつても、これなどは鶏をたゞ飼つて居る丈でこれに依つ

らば、之を市町村長に提出する。市

町村長は此の調査票の内容を更に検査した上、之を集計して市町村結果表を作成し、調査票と共に十月十日迄に着く様に地方長官宛送附する。(完) (様式略)

統計調査員異動

(上は新任括弧内は舊)

昭和十三年四月二十八日	行方郡大和村	山崎 増雄	(調査區増)
中川 仲三郎	(邊田 市之助)	柳生 伸郎	(全)
千葉 乾藏	(海老澤 武男)	古谷 富治	(全)
全	行方郡玉造町	塚田 源四郎	(長 堀 豊)
中田 市三郎	(佐々木龜次郎)	中田 豊	(秋山 廣三郎)
全	四月二十五日 行方郡八代村	四月十九日	久慈郡山田村
茂 木光之助	(鷺川 慶彌)	平根 藤次郎	(石川 保一)
全	四月十五日 北相馬郡大井澤村	平山 一夫	(山本 宗吉)
猪 塚重之	(飯田 正一)	全	四月二十八日 鹿島郡沼前村
全	四月二十日 北相馬郡大野村	川澄 初雄	(川澄 富之助)
鈴木 伸太郎	(吉田 正男)	全	四月三十日 鹿島郡豊郷村
鈴木 留吉	(椎名 修一)	山野 貞	(箕輪 重良)
全		中島 仲雄	(石塚 好重)
		山崎 増雄	(調査區増)
		柳生 伸郎	(全)
		古谷 富治	(全)
		日	西茨城郡北那珂村
		塚田 源四郎	(長 堀 豊)
		中田 豊	(秋山 廣三郎)
		四月十九日	久慈郡山田村
		平根 藤次郎	(石川 保一)
		平山 一夫	(山本 宗吉)
		全	四月二十八日 鹿島郡沼前村
		川澄 初雄	(川澄 富之助)
		全	四月三十日 鹿島郡豊郷村
		山野 貞	(箕輪 重良)

春蠶は減收豫想

繭價安と時局に伴ふ
勞力不足の影響から

縣統計課が去る六月二十七日午後四時發表した縣下の春蠶豫想收繭高は六月十五日現在の調査にかゝるもので百七十六萬四千八百二十貫(白繭種四十九萬七千八百三十貫、黃繭種百二十六萬六千九百九十貫)となり、前年收繭高二百二萬三千五百五十六貫に比し二十五萬八千三百三十七貫即ち一割二分八厘の減收を見る豫想である。減收豫想を見たのは掃立後は氣候概して適順で桑葉の發育も蠶兒の生育も良好であつたが掃立の際繭價安と時局に伴ひ勞力不足を見越し掃立を手控へた爲である。郡市別は左の如くである。

郡市別	豫想收繭高		前年比(△印は減)
	白繭	黃繭	
水戸	六、五〇〇	一、三六六	一、四〇六△
東茨城	三、〇九一	一、〇五〇	一、〇〇〇△
西茨城	一、九四四	一、〇五〇	一、〇〇〇△
那珂	一、八五三	一、〇五〇	一、〇〇〇△
久慈	一、六五三	一、〇五〇	一、〇〇〇△
多賀	一、六五三	一、〇五〇	一、〇〇〇△
合計	一、九八・九	一、〇五〇	一、〇〇〇△

馬鈴薯は增收

作付反別も増す

本年六月一日現在に於ける、馬鈴薯の栽培現在面積は一千九百十八町九段で、前年作付段別に比すれば八十二町五段(零割四分三厘)を増加した。而して之が豫想收穫高は七百三十五萬六千四百九十四貫で、前年收穫高に比し七十萬三千六百六十五貫(零割九分六厘)の增收豫想を見たのは氣候適順、成育良好で病虫害も概して少なかつたのに依るものである。郡市別に示せば次の如し。(對比増減中△印は減)

郡市別	面積	收穫高	前年比
鹿島	三、八八〇	五、九四〇	六、九四〇△
行方	三、六六五	五、〇九〇	七、七五〇△
稲敷	二、〇〇〇	二、八〇八	二、八〇八△
新治	一、五三三	二、八七六	二、八七六△
筑波	一、二九二	一、九〇七	一、九〇七△
眞壁	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇△
結城	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇△
猿島	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇△
北相馬	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇△
合計	一、九八・九	一、〇五〇	一、〇〇〇△

十二年中の 林産統計

造林伐採の成績

人工造林

新植 昭和十二年中に於ける林野新植總面積は千九百二十

郡市別	栽培現在面積		前年作付段別對比	豫想收穫高	前年收穫高對比
	面積	段別對比			
水戸	六・八	一・八三	一・八三	三、〇〇〇	六、五〇〇
東茨城	一・二	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
西茨城	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
那珂	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
久慈	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
多賀	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鹿島	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
行方	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
稲敷	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
新治	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
筑波	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
眞壁	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
結城	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
猿島	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
北相馬	一・〇	一・八〇	一・八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	一、九八・九	一、〇五〇	一、〇〇〇△	七、三五六	七、三五六

二町九段で内針葉樹林千五百一町二段、潤葉樹林四百十九町二段、竹林二町五段で、之を前年に對比すれば總面積に於て三百九十二町(二割五分六厘)内針葉樹林に於て三百三十六町九段(二割八分九厘)潤葉樹林に於て五十四町三段(一割四分九厘)竹林に於て八段(四割七分一厘)を各増加した。而して其の新植總本数は六百九十四萬八千四百七本で内針葉樹五百八十三萬四千四百四十二本、潤葉樹百十萬四千七百五本、竹林一萬二千八百九十本で、前年に對比すれば總本数に於て百十六萬八千八百本(二割零分二厘)を増加し、之が種類別は針葉樹に於て百六萬三千五百本(二割二分三厘)潤葉樹に於て九萬五千九百六十三本(零割九分五厘)竹林に於て九千三十本(二割七分三厘)を各増加した。尙之を郡別に示せば次の如し。

郡市別	針葉樹		潤葉樹		竹林	
	面積	數量	面積	數量	面積	數量
水戸	三・六	一四三、七〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇
東茨城	一・二	一四三、七〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇
西茨城	一・〇	一四三、七〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇
那珂	一・〇	一四三、七〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇
久慈	一・〇	一四三、七〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇
多賀	一・〇	一四三、七〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇
鹿島	一・〇	一四三、七〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇
行方	一・〇	一四三、七〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇	一・〇	一〇三、六〇〇
合計	一、九八・九	一、〇五〇	一、〇〇〇△	七、三五六	七、三五六	七、三五六

稻敷	110.0	410.60	24.5	410.90	1.8	3.50	110.3	1.00	310.35
新治	9.1	42.70	8.4	17.50	1	1.76	176.35	0	3.33
筑波	104.3	48.26	1.8	6.80	1	87.44	1.60	8	1.60
眞壁	13.3	20.70	7.8	3.50	1	147.83	0	25.49	0
結城	4.1	1.00	1	3.50	1	88.84	0	9.09	0
猿島	38.8	35.50	0.4	2.00	1	46.77	9	51.86	0
北相馬	14.6	1.65	0.5	3.50	1	69.19	0	6.45	0
合計	150.2	583.44	49.2	110.75	2.5	321.05	9.0	323.79	0

補植 昭和十二年中に於ける森林補植總本数は百八十一萬八千六百六十七本で内針葉樹百四十九萬四千三百六十八本、潤葉樹三十二萬三千七百九十九本で之を前年に對比すれば總本數に於て十二萬三千三十八本(零割六分三厘)を減少した、而して之を樹種別に觀れば針葉樹に於て十三萬六十三本(零割八分零厘)を減少し、潤葉樹に於て八千七百二十五本(零割二分八厘)を増加した。尙之を郡市別に示せば次の如し。

郡市別	針葉樹	潤葉樹
水戸	一本	一本
東茨城	二八四、七八五	五九、二三一
西茨城	六二、八六〇	二五、四三〇
那珂	九二、九四〇	四〇、〇一〇
久慈	一、二四、六五〇	四二、六五〇
多賀	六九、七六〇	一六、六〇〇

天然造林

昭和十二年中に於ける公私有林野天然造林は總面積二千三百十町八反で、之を樹種別に觀るときは針葉樹百五十六町八反、潤葉樹千八百九十六町一段、針澗混淆樹林二百五十八町二反で、前年に對比すれば總面積に於て三百十三町四反(一割一分九厘)を減少した。之を樹種別すれば針葉樹に於て三町二反(零割二分六厘)潤葉樹に於て四百七町六反(零割七分七厘)を各減少し、針澗混淆樹林に於ては九十七町四反(六割零分六厘)を増加した。尙之を郡市別に示せば次の如し。

鹿島	110.3	1.00	310.35
行方	176.35	0	3.33
稻敷	87.44	1.60	8
新治	147.83	0	25.49
筑波	88.84	0	9.09
眞壁	46.77	9	51.86
結城	69.19	0	6.45
猿島	321.05	9.0	323.79
北相馬	7.79	8.00	8.00
合計	1,494.36	8	323.79

郡市別	伐採跡地 無立木地	計	伐採跡地 無立木地	計	伐採跡地 無立木地	計	伐採跡地 無立木地	計
水戸	反	反	反	反	反	反	反	反
東茨城	九.五	〇.四	九.九	四六.七	〇.六	四六.七	六.一	〇.三
西茨城	三三.〇	〇.七	三三.七	一八.九	1	一七.九	三三.八	〇.七
那珂	一九.二	1	一九.三	二四.四	1.三	二四.七	七.〇	三.三
久慈	七三.九	一.八	七五.七	三〇.〇	二.五	三三.三	二四.八	四.六
多賀	七.四	1	七.四	一五.〇	1	一五.〇	二.一	二.一
鹿島	二.四	一.〇	三.四	九.〇	〇.三	九.三	〇.一	〇.一
行方	1	1	1	六.五	1	六.五	〇.六	〇.六
稻敷	三.三	1	三.三	八.八	1	一三.四	三.四	一〇.五
新治	一.五	1	一.五	四.一	1	二〇.五	1	一五.一
筑波	二.六	〇.一	二.七	五.九	1	一七.一	一.七	一五.三
眞壁	〇.五	1	〇.五	七.〇	1	七.〇	三.六	三.六
結城	1	1	1	七.三	1	一七.二	三.六	一〇.八
猿島	〇.二	1	〇.二	六.七	1	一六.四	六.四	三.三
北相馬	1	1	1	五.三	1	五.二	1	五.二
合計	115.5	40.0	155.5	1,623.4	33.7	1,657.1	247.6	106.2

公私有林採伐

昭和十二年中に於ける公私有林伐採總面積は五千三百十九町七反で、之を樹種別に觀るときは針葉樹千二百二十四町五反、潤葉樹二百十五町五反、針澗混淆樹百一十二町五反、薪炭材三千六百二十二町四反、竹林二百四十四町八反で、前年に對比すれば總面積に於て四百七十七町(零割八分二厘)の減少を示した、之が伐採の總価格は四百九十萬八千九百九十九圓にして之を樹種別に觀れば針葉樹に於て二百十八萬千六百六十九圓、潤

葉樹に於て三十六萬七千四百八十七圓、薪炭材に於て二百一十七萬七千五百七十一圓、竹材に於て七萬四千九十二圓である。之を前年と對比すれば總額に於て百三十萬八千九百九十八圓(三割六分四厘)の増加を示した。之を郡市別に示せば次の如し

郡市別	針葉樹	闊葉樹	薪炭材	計	竹林
水戸	—	—	—	—	—
東茨城	六八、六一	一五、〇二	三二、三五	一一五、〇七	七、〇五
西茨城	一八、八四	二、〇〇	九、五六	三〇、四〇	一、五七
那珂	三〇、七三	一七、八三	三六、九五	五五、四七	三、一
久慈	七四、二五	三〇、三九	二九、七六	一〇四、七〇	二、〇六
多賀	三〇、〇〇	四、五五	一〇、七四	四五、二九	一、八〇
鹿島	六、八四	一、五一	二、六四	一〇、〇九	三、四六
行方	五、六五	二、八九	六、八九	一四、四三	一、六四
稲敷	六、三三	四、五〇	八、九一	一八、八四	八、三〇
新治	一三、八五	五、七七	一七、三三	三〇、六七	一〇、六七
筑波	一三、六三	五、九三	七、九八	二七、五四	六、六九
眞壁	三、六八	三、四三	一〇、一五	一七、一五	三、四三
結城	二、三三	三、八九	五、九七	五、七四	七、七六
猿島	六四、五〇	一四、七九	一四、五〇	三三、七九	九、三
北相馬	五、四六	一、六六	二、七六	三、七〇	一、八六
合計	二、一六、六九	三、七、四七	二、七、七二	四、八、六、七二	七、四、九三

統計調査員動異

(上は新任括弧内は舊)

昭和三十二年四月三十日	鹿島郡銚田町	(新任)
横田 康	久慈郡山田村	(竹内 慶次)
五月三日	(平山 一夫)	
岩間 千代介	新治郡小幡村	
三月三十日	新治郡上天津村	(助川 實)
田上 延壽	新治郡上天津村	
四月十日	新治郡上天津村	
濱田 茂雄	(栗又 竹一郎)	
和茂 保	(瀬古澤 榮次郎)	
四月三十日	筑波郡小田村	
柏 信好	筑波郡小田村	(中根 榮)
五月二日	筑波郡眞瀨村	
吉村 慎一	(大山 森之助)	
四月二十三日	久慈郡中里村	
草引 秀雄	(皆川 政次)	
四月二十五日	那珂郡岩谷村	(大部 宗一郎)
笹島 春吉	(小笠原 秀之允)	
五月二日	那珂郡野口村	
石川 正彦	(小林 進一)	
五月二日	那珂郡野口村	(軍司 長壽)

統計主任者動異

(上は新任括弧内は舊)

昭和三十三年五月二日	多賀郡國分村	倉持 操	六月四日	筑波郡谷原村
根本 健次郎	(長山 恵)農林、商工	四月三十日	新治郡牛渡村	川口 増次郎
鴨志田 清一	(岡部 龜治)人口	關口 利通	(長峰 元三郎)	小林 靜
根本 健治郎	(鴨志田 清一)學事	市塚 清	(市塚 修也)	飯塚 茂
長山 恵	(鴨志田 清一)内務	打越 一夫	(佐久間 清)	全 六月三日
全 四月二十二日	久慈郡佐都村	全 四月十三日	東茨城郡石崎村	全 六月十三日
渡邊 次雄	(江幡 武雄)學事	藤枝 西之介	(藤枝 西之介)學事	全 六月十四日
山口 宗仙	(和泉 勉)人口	飛田 與四郎	(大和 安)人口	全 六月十三日
下河邊 精一郎	(菅谷 保一)學事	江畑 寛治	(小松崎 龜一)人口	全 六月十四日
全 四月十五日	北相馬郡山王村	井川 良助	(舟橋 彌五郎)學事	全 六月六日
椎名 近之助	(長塚 菊太郎)	山口 兼次郎	(重藤 正)學事	全 六月七日
全 四月十三日	西茨城郡岩間町	全 五月五日	筑波郡作岡村	全 六月七日
美留町 德三郎	(宇都野 久三)	全 五月十九日	東茨城郡小川町	全 六月十日
全 四月十二日	西茨城郡北那珂村	全 五月十九日	東茨城郡北山内村	全 六月十六日
細谷 縣重	(小久保 惣八)	全 五月十九日	東茨城郡北山内村	全 六月十八日
蓮實 祖峰	(輕部 正治)學事	全 五月二十八日	那珂郡藤田村	全 六月十八日
全 四月二十七日	北相馬郡文間村	全 五月二十八日	那珂郡藤田村	全 六月十八日
全 四月二十八日	(寺田 良雄)	全 五月二十八日	那珂郡藤田村	全 六月十八日
長 島 乙夫	(鹿島郡沼前村)	全 五月二十八日	那珂郡藤田村	全 六月十八日
眞家 眞壽男	(小澤 壽雄)	全 五月二十八日	那珂郡藤田村	全 六月十八日
	(農林商工内務)	全 五月二十八日	那珂郡藤田村	全 六月十八日

統計相談所

統計に關し疑
問なり又は不
明な点があり
ましたら、ド
ン御問合せ
下さい。誌上
にて町誌にお
答へ致します

農家調査質疑應答

(第一輯)

■調査の範圍

- 一問 耕作面積の合計が一畝歩未満のものをも調査を要するや若し調査を要せずとせば耕作面積欄の記入は如何にすべきや
答 耕作面積の合計が一畝歩未満のものは農家として調査を要せず
- 二問 東京市在住の某氏が北海道に於て農場を所有し其の經營、管理を擧げて管理人に委任し居れる場合の取扱如何
答 右例示の如き場合に於ては兩者共に調査を要せず
- 三問 都會近郊等に於て俸給生活者等が趣味、保健等の爲に土地を耕作し又は家禽

等を飼養する場合は農家として調査を要するや
答 例示の如く其の目的が生計の維持に非ざるものは調査を要せず

- 四問 農事試験場に勤務し常に當試験場の耕地に於て耕作に従事するものと雖も自家に於て農業を営まざる限り農家として調査を要せずと解し差支なきや
答 御見解の通
- 五問 世帯主が出征中の爲田畑の耕作は部落の勤勞奉仕班の手によりて行ひ居る如き世帯も農家として調査すべきや
答 御見解の通
- 六問 通勤の作男を置いて自家の農業の耕作等を行はしめ家人は殆んど農作業に従事せざる場合の取扱如何

■調査事項 專業兼業別

- 一問 農家の世帯員中に名譽職村長又は名譽職助役あるときは之を兼業農家として取扱ふべきや
答 右例示の如き場合は兼業農家となさず但有給村長又は有給助役ある場合は兼業農家とす
- 二問 小作料、恩給、其他配當、利子等によりて充分生活し得る世帯が片手間に小規模の農業を営む場合は專業、兼業の何れとすべきや
答 右例示の如く地主、恩給又は利子生活者等が片手間に農業を営む場合に於ては其の農業の目的が趣味、保健等に

ありと認めらるゝものは調査を要せざるも、然らざる場合に於ては農業を従とする兼業農家として取扱ふべきものとす

- 三問 農家の子女が製絲工場の女工として工場の寄宿舎に入りて送金ありたる場合は該農家は專業兼業何れとなすべきや
答 右例示の如き場合は該子女が世帯員ならざるが故に兼業農家とせずして專業農家として取扱ふべきものとす
- 四問 農家の世帯員中出稼する者ある場合は如何に取扱ふべきものなりや
答 年々一定時期に出稼に行く者ある農家に就ては九月一日に現に出稼中なると否とを問はず兼業農家とし、兼業の種別は出稼先の出稼者の業の種別に依る

- 五問 農家が製絲業者の委託を受け座繰生絲の賃びきをなせる場合は如何に取扱ふべきものなりや
答 右例示の如き農家は兼業農家とし其の兼業の種別は工業とす
- 六問 農家が菓子製品を製造し居る場合は工業を兼ねる兼業農家とすべきや

答主として自家に於て生産したる薬を以て薬製品の製造をなす農家は專業農家とすべきも、自家生産の薬以外に更に薬を購入して薬製品の製造をなすものは工業を兼ねる兼業農家とす

- 七問 自家生産の大根を以て大規模に澤庵の製造販賣を業とするものあるも右は農業の製造と看て之を專業農家となすべきや
答 原料たる大根を他より購入することなくして澤庵製造をなすものは其の規模の如何を問はず之を專業農家として取扱ふべきものとす
- 八問 農業的林業と純然たる林業とを區別すべき標準を何處に置くべき
答 農家が主として自家用の柴草、薪炭及農業用の器具材料を得、若くは自家の建築修繕等の目的を以て山林を所有する場合は之を農業的林業となすべきも右以外の林木の育成、造林用苗木の育成、竹林の育成又は薪炭其の他の林産物の生産を目的とする業は之を純然たる林業とす

尙農家にして植林、下刈、山巡り、伐

三九

答 例示の如く作男を置いて農作業を行はしむる世帯も之を農家として調査すべし

七問 盆栽の栽培家は農家として取扱ふべきや
答 耕地に於て盆栽を植栽する業とする場合は之を農家として取扱ふべきものとす

木、運搬等の林業の各種作業に従事する場合は雇傭労働として取扱ふべきものとす

- 九問 山村に於ける農家が地元の有林から薪炭材の拂下げを受けて木炭を製造し居る場合は專業農家なりや又は林業を兼ねる兼業農家なりや
答 右例示の如き場合に於て其の目的が自家消費にあるときは之を專業農家とし然らざる場合は林業を兼ねる兼業農家とす

■兼業農家の兼業の種別

- 一問 植林、下刈、伐木等の山林林業の請負を業とするものは之を林業となすべきや
答 右例示の如く請負を業とするものは其の他として取扱ふべし
- 二問 農家にして水産製造を営む場合は工業を兼ねるものとなすべきや水産業を兼ねるものとなすべきや
答 主として自家の漁獲物を以て製造加工に充つる場合は其の製造加工は漁業に附随したるものと看做し一括し水産

業として取扱ひ斯る農家は水産業を兼ねる兼業農家とすべきも、専ら漁獲物を購入して水産製造をなす農家は之を工業を兼ねる兼業農家とす

三問 農家が製鹽業を兼ねる場合は如何に取扱ふべきものなりや

答 製鹽業を兼ねる農家は工業を兼ねる兼業農家とす

四問 漁業に於て漁船、漁具を提供する者は總て水産業なりや

答 單に漁船又は漁具を提供するのみにして當該漁撈の主宰經營にも參畫せず且實際の漁撈に勞務をも提供せざるものは水産業とせず其の他として取扱ふべし

五問 村役場、小學校、組合事務所等の小使、給仕は雇傭勞働として取扱ふべきものなりや

答 御見解の通

農業の種類

一問 桑園の經營は耕種なりや

答 自家の養蠶に必要な程度桑園の經營は養蠶の一部作業と看做し耕種と

尙割合の計算は如何になすべきや

答 右の場合の如く十五歩未滿を切捨たる時は全然該當事實なきものと同様に取扱ひ當該欄は「印」を付すること

三問 温室、温床經營に就ては耕作面積は如何に取扱ふべきや

答 温室、温床の面積を以て耕作面積とすべし

調査の手續

一問 調査員が調査事項の全部を知悉し居ると稱する場合に於ても農家に就き一々聴取、若しくは他の資料に據るべきことを強要する必要ありや

答 調査上の繁雜を嫌ひ其の手續を省略する爲に想像に依り記入することなき様注意指導ありたし

農家調査質疑應答

(第二輯)

調査の範圍

一問 毎年田畑僅かに一段歩内外を經營する自作農家が昭和十三年に於ては病氣應

看ざるも、桑を販賣する目的を以て桑園を經營する場合は耕種として取扱ふべし

二問 養蠶又は養畜をなす農家が桑園又は飼料畑以外に極めて僅少の耕地に自家用蔬菜を栽培する如き場合に於ても斯る農家は之を養蠶若しくは養畜と耕種とを兼ねる農家と看すべきや

答 右例示の如き場合は養蠶若しくは養畜のみを營む農家と看做すべきものとす

三問 耕種をなす農家が養蠶又は養畜を營み其の必要なる桑又は飼料の全部を他から購入せる場合に於ても當該農家は養蠶又は養畜を兼ね營むものと看て差支なきや

答 御見解の通

四問 農家が牛を飼育し現に耕作に使用し居る場合に於ても將來肉用牛として販賣せむとする場合に於ては當該農家は養畜を兼ねる農家と看て差支なきや

答 右例示の如きは牛の飼養が専ら農耕の目的のみにあらざるを以て當該農家は養畜を兼ねるものと看て差支なし

召 其の他の家庭の事情に依り(耕作するの意志あり)之を全然耕作することを得ざりし場合に於ても本來の家業たる農業を廢止したるにあらざる限り依然耕種農家と看て調査を要すべく思考せらるゝが如何

答 御見解の通

二問 左の場合に於ける取扱方如何

(イ)本年或期間養畜をなしたるものが都合に依り之を休止し居り將來に於ては養畜をなすや否や不明なる場合は九月一日現在の狀況に依り調査すべきものなりや

(ロ)右の者若し將來養畜をなすこと明なるものは九月一日當時に於て其の事實なしとするも依然養畜を營むものとして取扱ひ可然哉

(ハ)本年或期間養畜をなしたる者が現在都合に依り休止せるも廢業したるにあらざる限り假令九月一日現在に於ては養畜をなさずとも右の事實に依り養畜を營むものと看て差支なきや

答 (イ)調査を要せず (ロ)養畜を營むものと看て差支なし (ハ)右ロに同じ

五問 農家が他人の委託を受けて牛、馬、豚等の飼育をなす場合に於て當該農家は養畜をも營むものとすべきや

答 委託を受けて家畜の飼育をなす場合現に家畜を飼育中のものは勿論假令九月一日には家畜の飼育なきも當該農家に於て毎年一定期間委託を受けて家畜の飼育をなすこと明なるものは之を養畜をも營むものとして取扱ふべし

耕作面積

一問 耕作面積欄の記入に當り自作兼小作農家の場合に於て自作地、小作地及合計の各欄を各々別個に切上げ又は切捨をなすときは内譯と合計と一致せざる場合を生ずるも差支なきや

答 耕作面積欄に於ては先づ自作地及小作地の面積に於て切上げ切捨を行ひ、合計欄は右の切上げ切捨を行ひたるもの、合計を記入すべし

二問 自作地及小作地の兩者を耕作する農家にしてその中の何れかの面積が十五歩未滿の場合に於て之を切捨たる時は當該欄は「印」とすべきや○印とすべきや

三問 養畜のみを營むものが採草地毎年手入れを行ふのみより飼料を得て養畜を經營する場合は農家として調査し可然哉

答 例示の如き場合に於て其の採草地を耕地と看能はざる限り當該養畜を營むものは調査を要せず

四問 前問の如きものが傍ら僅少(一畝歩以上)の土地に自家用の蔬菜を栽培する場合は土地を耕作するものとして農家に調査すべきものなりや

斯る場合は勿論養畜のみを營む農家として調査し可然哉

答 例示の如き場合僅少(一畝歩以上)の土地に自家用蔬菜を栽培することが耕種を營むものと看得る場合に於ては右は調査を要す此の場合右農家は養畜と耕種の兩者を營むものとして取扱ふべし

損益計算に於て經營するものに非ざるを以て何れも本調査に於ける農家と其の本質を異にするを以て調査箇所外となしたるものなり

六問 牛乳屋(自ら若干の飼料を栽培す)に於て自ら搾乳して之を共同處理場を通し販賣するものゝ如きは養畜を營むものと解し差支なきや

答 例示の如き牛乳屋と雖も自ら飼料を栽培する限り養畜を營む農家として之を調査す

七問 現行農林省統計報告規則に依り調査しつゝある製茶、蠶絲類、眞綿、天蠶絲及柞蠶絲、蠶網、菓製品、屠殺、乳肉製品及罐詰等の生産を業とするものにして自己の收穫物を加工又は製造するにあらざるものは總て純然たる工業者として取扱ふべきや

答 御見解の通

八問 温室内に於て鉢植栽培のみをなすものあり耕種農家なりや

答 農家調査質疑應答集第一輯に依り御了知相成度

九問 農家が洋芋栽培をも營む場合如何に家と甚だしく均衡を失するを以て斯の種世帯は特に兼業農家として取扱ふべき旨指示したるものなれば右は嚴格に解釋し照會の如き場合に擴張すべきものに非ず

二問 耕種農家が勞力不足等の關係に依り昭和十三年中偶々一回も蠶を飼育することを得ざりし農家ありと雖も右農家は桑園を經營し養蠶をなすを常態とする場合は養蠶を兼ね營む農家と見て差支なきや將亦昭和十三年の事實に依り決定すべきものなりや

三問 養蠶を兼ね營む農家と見て差支なし農家の副業として毎年一定時期に於て自家生産の原料を以てする凍豆腐、紙漉、座繰糸、葡萄酒、味噌、特油、ジャム等の製造販賣を爲すものは農家調査質疑應答集第一輯專業兼業別(六)、(七)問に準じ何れも農業的製造と見て差支なきや

四問 商家の子弟二人共同經營を以て苹果栽培を爲す場合の如きは其の各所屬する世帯を夫々商業にして農業を兼ねるもの

取扱ふべきや
答 右の洋芋栽培は農業的なるものと見做し右農家を專業農家として取扱ふものとす

洋芋栽培のみを業とするものは之を農家とせず
一〇問 竹栽培を行ふものは農家と爲すべきや

答 耕地と見做し得べき個所に於て竹の栽培を行ふものは之を農家として取扱ふものとす

一一問 俸給生活者、僧侶等が如二畝歩程を耕作する場合右の目的は趣味、保健等の爲に栽培する者は極めて尠く何れも野菜類を購入する經費を除く爲にして即ち生計の手段として栽培するものとも解せらるる斯る場合の取扱方如何

答 例示の如き場合に於て耕作の目的が野菜類購入費の除去乃至節約に在りとするも之のみを以て生計の手段と見做すを得ず

生計の手段なりや否やは其の世帯に於ける右耕地の耕作状況が他の農家の耕作状況に比して如何なる状態に在りや

と見て差支なきや
答 御見解の通
五問 質疑應答集(第一輯) 調査事項專業兼業別 第六問に依り取扱ふときは例へば三段歩の田畑を耕作する農家が冬期の農閑期のみ菓製品の製造をなし其の價額は僅に三、四十四にして自家生産の薬以外に更に他より薬を購入して製造することゝなるも斯る場合に於ける取扱は農家が農業的の製造の一部を行ふものとして專業農家として調査するを適當とせざるや

答 右例示の如き場合は主として購入薬を以て原料と爲すにあらざるものなるを以て御見解の通り工業を兼ねるものと見做さず

六問 農家にして自家産原料を用ひて黄八丈、ホームズパン等迄も製造する場合兼業農家となすや專業農家となすや

答 其の製品が黄八丈、ホームズパン等の如きものと雖も自家産原料を用ひて之が製造を爲す場合は專業農家として取扱ふものとす

又其の耕作に依る收穫物の其の世帯の家計に對する寄與の程度等各般の事情を綜合して之を判断すべきものにして單に其の面積のみを以て斷定することを得ず

調査事項(專業兼業別)

一問 質疑應答集第一輯調査事項專業兼業別第二問に依り小作料恩給其の他配當利子等に依り充分生活し得る世帯が片手間に小規模の農業を營む場合は農業を從とする兼業農家として取扱ふべき旨御指示有之候處農業世帯の生計が常時主として農業に依存するも小作料、恩給其の他配當利子等の収入も若干ある世帯は之れを農業を主とする兼業農家として調査すべきや以上の如く取扱ふ場合專業農家戸數は極端に減少すべしと思料するも差支なきや

答 「小作料、恩給其の他配當利子等」に依り収入を得る場合を以て業を營むものと做し得ざるべきも質疑應答集第一輯調査事項專業兼業別第二問設例の世帯を以て專業農家となすは他の專業農

兼業農家の兼業の種類

一問 本縣の農家中には農業の片手間に帽子製造業者より材料の提供を受け自宅に於て帽子の賃編を爲し生計の一部を維持する者多數あり右は兼業農家の兼業の種類は其他に調査差支なきや

答 例示の場合は兼業の種類を工業とする二問 農家調査票中「兼業農家の兼業の種類」に於て林業、水産業、工業、商業の業態の分類は昭和五年内閣訓令第三號の産業分類及職業分類の例に倣ひ分類すべきや、又農家調査質疑應答集第一輯「兼業農家の兼業の種類」五問「雇傭労働」の取扱方に依れば村役場、小學校等の小使給仕は雇傭労働者として取扱ふとあり然るに調査要綱記載に依れば其の他に屬するものと説明せられ取扱二様に解せらるゝが如何

答(イ)農家調査に於ける林業、水産業、工業、商業の取扱方に就きては調査要綱、質疑應答等に依りても了解せらるゝ通り昭和五年内閣訓令第三號の産業及職業分類と其の取扱の趣旨を異にす

るもの多々あるも右以外の點に就きては特に指示せざる限り右産業分類の例に依るものとす(ロ)本調査に於ける雇傭労働には獨り林業、水産業、鑛業工業、交通業等の總ての生産事業に職工、労働者等として主として肉体的労働に従事する爲雇傭せられたるもののみならず其の他の方面に對しても肉体的勞務の提供者として例へば村役場、小學校等の小使、給仕の如きものとして雇はるゝ場合をも總て之を含むものと解せられたし

尙調査要綱中雇傭労働に付ては「二兼業農家の兼業の種別」の項のみならず「一専業兼業別(五)」をも併せ参照せらるゝに於ては本實疑は自ら解消せらるべし

三問 梅干を製造販賣する目的を以て梅樹園を經營する世帯あり此の農家の農業の種別欄の記入を如何にするや 又自家生産の蜜を用ひて繩疋を製造販賣するもの兼業の種別を工業とするや

答 (イ)梅干を製造販賣する目的を以て梅樹園を經營する農家の農業の種別は

管地に於て自己所有の土地あるものに就いては當該農家に對し按分計上せられたる面積を基準とし、此の面積より自己所有地が小なる場合に於ては其の儘其の所有地面積を自作地に計上し按分面積と右自作地との差を小作地に計上す又自己所有地が按分面積より大なる場合には按分計上せられたる面積を凡て自作地面積となし夫以上の自己所有地は之を計上せず

更に自己所有地の存在せざるものは右按分面積を小作地面積として計上し自作地は計上せず

四問 災害に依り耕地の形態は止むるも之が復舊工事に相當の日時を要するものゝ如き場合之が面積も耕地として調査し可然哉

答 御見解の通

五問 耕作面積には畦畔を算入するものゝ解し差支なきや

答 御見解の通

問 市町村に於て單記式調査票を作成使用

■調査の手續

「耕種」にして且此の農家は専業農家とす(ロ)實疑應答集第一輯「専業兼業別」

六問 農家に依り承知ありたし

四問 農家に依り承知ありたし

答 右の如き農家は兼業農家とし兼業の種別は「其の他」とす

五問 農家の世帯員中郵便集配手をなすものあり兼業の種別如何

答 右は雇傭労働として扱ふべきものとす

六問 蠶種製造業者の取扱如何

答 蠶種製造業者が蠶種製造の爲家蠶を飼育し桑を栽培する場合には農業を従とする兼業農家として取扱ひ其の兼業の種別は「其の他」、農業の種別は蠶蠶とす

■農業の種別

一問 耕種農家にして養狸或は養鶏をも業として營むものは如何に取扱ふべきや

答 狸或は鶏の如きは之を家畜又は家禽と認むべきや否やは多少の疑義あるも農家が之を業として飼育する場合は、

する場合に於ては本省配布に係る調査票用紙は縣に提出するに及ばざるや

答 御見解の通り

便宜之を養畜を營むものとして取扱ふものとす

■耕作面積

一問 岡体と認められざる二、三人の共同耕作地の耕地は各人に分ち各農家の耕作地に合算揚上すべきや

答 御見解の通

二問 共有地の耕地を共有者の一人が耕作する場合自作地とするや、小作地とするや

答 共有地の耕作を共有者の一人が耕作する場合に於ては該耕作者を以て自作兼小作農家となし耕作面積欄は共有持分の比に依りて自作地及小作地の各欄に分記すべし

三問 同一土地に對し甲乙兩人共同耕作又は經營をなす場合兩者を農家とするや若し然りとせば耕地面積の計上方法如何

答 例示の如き場合は甲乙夫々農家として之を調査すべきものとし其の耕作面積は生産高の分配割合の如きものに依り全經營面積を甲乙兩世帯に按分して計上するものとす 而して此の共同經營

統計調査員異動

(上は新任括弧内は舊)

昭和三十四年四月二十五日	那珂郡小瀬	佐藤 賢吉	(小林 彦介)
大久保 作造	(増 加)	長山 三郎	(石川 慶三郎)
五月二日	那珂郡藤郷村	大久保 廣	(葛西 信雄)
四月二十一日	那珂郡芳野村	綿 引 信	(平松 常二)
四月十二日	那珂郡前渡村	綿 引 寅次郎	(金川 金壽)
五月一日	茨城郡南川根村	飯 田 弘	(常井 豊)
安見 廣壽	(鈴木 壽雄)	田口 多満喜	(渡邊 文武)
四月十五日	那珂郡石神村	照 沼 孝太郎	(照沼 惣之介)
長島 勝雄	(佐藤 進)	根本 柳之介	(佐藤 安吉)
佐藤 經雄	(升井 久藏)	佐藤 乙之介	(小川 充之助)
小川 六郎	(佐藤 乙之介)	升井 三郎	(増 設)
四月三十日	東茨城郡磯濱町	菊池 喜雄	(石崎 權七)
四月二十八日	東茨城郡石崎村	石崎 賢	(石崎 忠次郎)
四月二十八日	猿島郡森戸村	染 谷 道三郎	(佐怒賀新右衛門)
四月二十日	猿島郡生子菅村	板垣 彌一郎	(野口 房藏)
五月一日	眞壁郡村田村	新井 甚一	(大和田 惣一)
五月四日	稻敷郡龍ヶ崎町	海老原 清助	(酒井 常吉)
四月二十三日	稻敷郡長戸村	永井 清壽	(影澤 文平)
飯塚 正	(飯塚 定吉)		



各地統計雑信

東茨城郡支部總會

- 若松村 (菅野書記)
- 矢田部村 (長谷川書記)
- 波崎町 (石川書記)

東茨城郡支部總會は五月九日東茨城郡町村長會事務所樓上に於て開催、縣より小泉尉が出席した、午前十時江橋幹事の開會の辭に引續き、曩に本縣統計協會總裁より表彰せられた下野村農林商工統計調査員人見重一、上中妻村農林商工統計調査員前島勇之介兩氏に對し表彰狀を傳達し、式辭の代讀支部長の祝辭、授賞者代表の答辭ありて式を閉ぢ、次に研究會に移り縣提出事項に付き小泉尉より詳細説明あり、質疑應答を重ね閉會した。出席者は左の通りである。

- 粉川支部長、江橋幹事、上大野村横須賀助役、下大野村平戸書記、稻荷村江橋書記、大場村飛田書記、酒門村坂場書記、石崎村飛田書記、吉田村皆川書記、綠岡村中村書記、河和田村丸山助役、上中妻

鹿島郡支部總會

鹿島郡支部總會は五月四日午前十時半より鹿島町役場に開催、縣統計課より蔀主事補出席、先づ紀元節に表彰された統計功勞者の表彰狀傳達式を舉行、酒井支部長の開辭に次ぎ蔀主事補より諏訪村農林商工統計調査員菅谷精一氏、高松村農林商工統計調査員平山清太郎氏に表彰狀並に記念品を授與し、式辭代讀、酒井支部長の祝辭、受賞者代表の答辭ありて表彰式を終り、引續き研究會に移り縣提出の會議事項に付蔀主事補より詳細説明あり、質疑應答後閉會した、當日の出席者左の如し

- 夏海村 (今泉書記)
- 巴村 (重藤書記)
- 徳宿村 (高崎書記)
- 諏訪村 (酒井助役)
- 鉾田町 (竹内書記)
- 新宮村 (井川調査員)
- 上島村 (中根書記)
- 白鳥村 (菅谷書記)
- 大同村 (大崎書記)
- 中野村 (小澤書記)
- 波野村 (大川書記)
- 豊郷村 (錦織助役)
- 豊津村 (野口書記)
- 鹿島町 (武藤書記)
- 高松村 (木瀧書記)
- 息栖村 (大塚書記)
- 輕野村 (保立助役)

記、小笠橋澤村書記、大森大賀村書記、岡崎鹽田村書記、萩谷上野村書記、橋本小瀬村書記、篠田玉川村書記、小林大場村統計調査員

統計調査員表彰

那珂郡西部支部會で

統計は國策樹立の基礎資料として缺くべからざるものであり、産業統計は農業立國としての我が國に於ける最も重要な役割を演ずるものであるが茨城縣は由來農業縣として稱へられてゐるので之が圓滿なる發達を遂げるべく政策資料としての産業統計は正確無比でなければならぬのである。故に農林統計調査員の使命は重大であるのである。さはいへ正確なる資料を得べく調査員の任務は一面非常に困難であつて普通一般の勞苦を以てしては此の趣旨に添ひ難き狀況であつて、殊に多くの調査員は農耕業に従事する者であつてこの生業の傍ら調査に従事するのであ

久慈郡支部總會

久慈郡支部總會は五月九日、十日の兩日久慈郡自治會館樓上に於て開催され縣より高島尉が出席した。先づ曩に紀元節に協會より表彰せられた金砂村書記會澤孝、賀美村農林商工統計調査員鴨志田子之吉、天下野村農林商工統計調査員大繩村次三氏に對する表彰狀傳達式を舉行し、終つて統計事務研究會を開催し縣提出議案に依り高島尉より詳細説明ありたる後質疑應答を行ひ閉會した。

那珂郡支部總會

那珂郡支部總會は五月十一日大宮町

役場樓上に於て開催、縣より吉見風齋席、曩に紀元節に當り協會總裁より表彰せられた大場村農林商工統計調査員小林保之進、小瀬村書記橋本信雄、八里村書記田澤壽の諸氏に對する表彰狀傳達式を舉行、岡崎西部支部長之を傳達し、副會長の式辭、大宮町長代理として倉田助役の祝辭、受賞者代表田澤壽氏の答辭ありて式を閉ぢ、次に研究會に移り縣提出事項につき吉見尉より説明、質疑應答を重ねて閉會した。出席者は左の通りである。

- 西部支部長岡崎方雄、大宮町倉田助役、大賀收入役、瀧田書記、藤田(勝)書記、阿久津書記、藤田(健)書記、高田湊町書記、澤島前渡村書記、照沼佐野村書記、大内村松村書記、根本石神村書記、川又神崎村書記、船橋額田村書記、平野菅谷村書記、海野五葉村書記、菊池柳河村書記、高安國田村書記、茅根戸多村書記、寺内芳野村書記、中崎木崎村書記、小林大場村書記、皆川野口村書記、横山長倉村書記、田澤八里村書記、青木露郷村書記

るから此の實状を凝視する時涙なくして感謝の念を堪はし得ないのである。如上の状態であるから遂に農林大臣の選奨があり、縣は相當古くより表彰を實施して居り、縣統計協會の設立せらるゝや事業の一端として矢張り一郡三名内外の表彰を行つてゐるのであるが縣下五千名内外の調査員及び三百八十近くの主任者の内より選奨してゐるのであつて多年の勞苦に酬いらるゝものは九牛の一毛にしか當らないとも謂へるのである。

茲に於て我が那珂郡西部支部に於ては縣の推薦に洩れた優良調査員の表彰を行ふべく豫てより計畫中であつたが多年の懸案が漸く熟して昭和十二年の事業として左の八名の調査員の表彰式が五月十六日大宮町役場樓上に於て縣の吉見屬臨席の下に行はれたのであるこの表彰の榮譽を荷はれた諸氏は勿論同支部に於ける調査員の人々の此の事業の端を開いた趣旨を克く了解せら

れ一意統計事業の爲に精進すべきであり、同時にこの種事業の縣下に益々擴大せられんことを切望して止まぬ次第である。

靜村農林商工統計調査員富山繁雄△上野村全小林朝義△大宮町全和田繁雄△玉川村全寺門行△鹽田村全平勇介△山方村全木村直平△小瀬村全鈴木猛一△嶺郷村全平山彦一

那珂郡東部統計事務研究会

五月二十一日額田村役場樓上に於て東部統計事務研究会を開催、縣より吉見屬が出席した。午前十時三十分額田村長より開會の挨拶あり次いで吉見屬より縣提出事項につき説明質疑應答を重ね、次いで高田湊書記より提出の研究事項につき夫々説明質疑應答の後午後三時閉會した。出席者は左の通りである。

關額田村長、船橋額田村書記、高田湊町書記、澤島前渡村書記、横須賀中野村書記

小澤川田村書記、照沼佐野村書記、大内村松村書記、根本石神村書記、川又神崎村書記、平野菅谷村書記、海野五雲村書記、菊池柳河村書記、高安國田村書記、茅根戸田村書記、中崎木崎村書記

多賀郡北部統計事務研究会

六月二十五日多賀郡北部統計事務研究会を大津町小學校に於て開催、縣より虎口屬出席し左記事項に就て研究協議を遂げた。

- ▲縣提出事項
 - (一)統計事務の整備刷新に關する件
 - (二)農家調査實施の件
 - (三)夏季調査に關する件其の他
- ▲研究会提出事項
 - (一)農家調査の件(虎口屬説明)
 - (二)統計功勞者表彰規程設定の件
 - (三)麥、春蠶單價協議の件
 - (四)其の他數項

にして當日の出席者次の如し
宮田高秋町長、沼田全書記、豊田高岡村書記、瀧南中郷村書記、宇佐美華川村書記、長瀬磯原町書記、鈴木大津町助役、二田全書記、水野關本村書記、木瀧平湯町書記、中郡關南村書記、細金松岡町書記

統計調査員異動

(上は新任括弧内は舊)

- 昭和十三年四月二十二日 稻敷郡木原村 泰野 新作 (増 尾 彦 造)
- 四月二十一日 稻敷郡柴崎村 岡村 淳 (大崎 重藏)
- 五月三日 鹿島郡諏訪村 石崎 開一 (菅 谷 辰之助)
- 五月十三日 筑波郡葛城村 大久保 集 (富田 藤三郎)
- 五月四日 筑波郡北條町 大塚 庄一 (中 島 久三郎)
- 五月十日 新治郡七倉村 君山 豊 (君山 徳壽)
- 芝山 茂造 (安達 忠平)
- 五月十三日 東茨城郡飯富村 江幡 信雄 (根本 清次郎)
- 弓野 定 (海野 淺次郎)
- 海野 英二郎 (鈴木 幸太郎)
- 長谷川 貢 (増 員)
- 綿引 竹松 (全 員)
- 五月六日 那珂郡佐野村

- 權田 安治 (稻田 龜吉)
- 五月九日 那珂郡村松村 本多 義夫 (本多 造酒之介)
- 富永 武夫 (川崎 常之介)
- 大内 介之介 (増 員)
- 清水 房雄 (全 員)
- 豊島 勝一 (全 員)
- 五月十四日 那珂郡上野村 藤田 庄三 (廣木 彦之介)
- 五月十七日 久慈郡金郷村 黒羽 清治 (川又 龜松)
- 五月十八日 猿島郡七重村 倉持 道治 (倉持 忠次)
- 倉持 作次 (眞 中 秋一郎)
- 五月十七日 北相馬郡大井澤村 新島 忠 (野口 長松)
- 五月二十一日 結城郡總上村 森田 森之助 (増田 庄三郎)
- 飯村 謙次郎 (江田 市郎)
- 四月三十日 多賀郡豊浦町 高津 芳郎 (鈴木 清)
- 全 員
- 益子 正夫 (益子 龜太)
- 五月十一日 久慈郡黒澤村

- 金澤 嘉樂 (丹治 良彌)
- 佐藤 信秋 (佐藤 徳明)
- 益子 勝 (糸井 子之太郎)
- 五月十六日 久慈郡小里村 菊池 政太郎 (佐藤 信敬)
- 四月十一日 多賀郡日立町 戸祭 正 (山内 篤長)
- 五月三十日 筑波郡上郷村 松本 嘉吉 (光田 直)
- 五月二十八日 那珂郡勝田村 三川 謙 (川上 利重郎)
- 平澤 光三 (平澤 勘次)
- 金澤 市藏 (金澤 登一郎)
- 打越 國夫 (前島 熊太郎)
- 大谷 光雄 (永井 良廣)
- 六月一日 那珂郡村松村 廣原 農夫司 (照沼 利市)
- 六月四日 筑波郡谷原村 飯塚 武雄 (鹿島村長崎村併合ニ付新任)
- 色川 市太郎 (全 員)
- 大久保 辰三 (全 員)
- 山中 清吉 (全 員)
- 沼尻 滋 (全 員)

百七十五戸

- (3) 土木關係 △道路一千三十五箇所(百二十八萬四千七百六十九圓) △橋梁二百三十九箇所(二百四萬四千三百八十五圓) △河川六百十七箇所(三百五十五萬六千七百五圓) △港灣六箇所(二萬一千五百圓) △計六百九十一萬七千三百五十九圓(縣費支辨のもののみで市町村費に屬するものも被害莫大の見込)
- (4) 蠶絲關係 △桑園九十三萬圓 △其他十萬七千圓 △計百三萬七千圓
- (5) 水産關係 △一般被害十萬四千八百圓 △土浦及手野養魚場二萬九千八百圓 △計十三萬一千七百圓
- (6) 農林關係 △農作物二千八百五十五萬九千八百七十七圓 △農業倉庫二十五萬六千三百六十四圓 △農機具五萬五千圓 △林業五十九萬圓 △畜産五萬一千五百九十五圓 △農事試験場其他縣施設二萬四千九百四十九圓 △計二千九百五十五萬八千五百七十七圓
- (7) 耕地關係 △縣營農業水利事業二萬圓 △一般耕地整理事業三百七十七萬七千四百九十八圓
- (8) 商工關係 △商業者百五十八萬圓 △工業者六十六萬圓 △計二百二十四萬一千四百五十五圓
- (9) 中等學校 二萬二千九百二十四圓(小學校の被害は調査中)

で總額四千四百三萬八千六百七十九圓の巨額に達し遂に縣下一帯は未曾有の大水害に見舞はれたのである。勿論之等の被害

害調査は縣廳各課が其の擔當する部門につき未だ河川、湖沼の氾濫溢れが舊に復せざる間に取敢えず調査したもので、國費に屬するもの、又は市町村費に關する被害等は省署してあり、之等を包含する災害の正確なる被害に關しては縣統計課が主となり、市町村統計主任、調査員の協力を得て目下調査中で何れ發表を見るであらうが、恐らく縣下水災の損害總額は、前掲のものよりも増加の見込である。今次の災害天聽に達するや畏くも 天皇 皇后兩陛下には罹災民御救恤の思召を以て本縣に對し御内帑金二千圓御下賜の御沙汰あり、入江侍従を御差遣遊ばされて水戸、土浦の災害を視察せしめられ、末次内相は親しく常南の罹災地を視察し縣當局は軍隊の出動を求めて災害應急對策に遺憾なきを期し、更に救護本部を設けて罹災救助に萬全を期する外各市町村でもそれ〴〵應急復舊の對策を講じつゝあるが、災害當時縣下の調査員各位が自家の罹災を顧みず災害調査に全力を注いで奮闘した涙ぐましい活動に對しては只管感激の情禁じ得ないものがある。



▽昭和十一年の縣下郵便事務

東京地方遞信局の發表にかゝる縣下の昭和十一年度に於ける郵便事務統計は左の如くである。

△引受通常郵便物	計	四四、四一九、二二六	人口一人當り	九一六、一五七
普通	計	六八七、八〇七	人口一人當り	五八
書留	計	四五、一六五、七九四	△電報發信通數	計
普通	計	二八	内 國	五四九、六三九
△配達通常郵便物	計	六〇、九二七、〇九二	外 國	一一二
普通	計	九一二、二四五	右料金	計
書留	計	六一、八三九、三三七	内 國	一八一、八二〇、八四〇
△引受小包郵便物	計	三九	外 國	五二九、八五
普通	計	三二九、八二〇	△電報着信通數	計
書留	計	二七、三一二	内 國	六九三、〇五五
△配達小包郵便物	計	一一三、〇〇七	外 國	一一八
普通	計	一一三、五二三	人口百人當り	計
書留	計	四八三、六六二	内 國	六九三、〇五五
△配達小包郵便物	計	三〇	外 國	一一八
普通	計	六五一、三〇五	人口百人當り	計
書留	計	二六四、八五二	△電話加入者數	計
△配達小包郵便物	計	三〇	市内通話數	計
普通	計	三〇	市外通話數	計
書留	計	三〇	一日平均(加入區域内)	計
△配達小包郵便物	計	三〇	△ラヂオ聴取者	計
普通	計	三〇		
書留	計	三〇		



読者の領分

表彰に感激

行方郡秋津村 飯島 仁

昭和十三年四月十日茨城県統計協會行方支部長殿より統計事務功績者として表彰に浴し過日本村役場を経て表彰状並に記念品を賜りました。誠に身にあまり光榮であります。

顧みれば私は統計事務には日尙浅く唯調査員として當然なまねばならぬ事をなし來りしに過ぎません。爾來各種統計調査事務にあたりまして大過なく職責をつくしましたことは皆本村々長、擔當主任の御指導調査員一同の御援助の賜であると深く感謝する次第であります。

昨夏八月廿七日の如きは早朝より農作物被害状況實地調査に従事するや私の留守中自宅には五才の長女が高熱を發し、炎天下に於て午後三時まで調査を行ひ帰宅するや、長女は意識不明瞭となり遂に其の夜に永眠しました事は最大の犠牲でございました。次いで九月五日と十五日には弟二人が充員召集により出征以來種々

等を迎へ吏員説明を興ふ。統計事務を見學し産業状況を問ひ甘藷栽培の盛況を聴取し開墾の進展を開き晴嵐莊の設置、海岸の風光浴客の雜聞等説明盡くる處を知らず。村長沼沼信忠氏以下吏員に送られて虚空藏尊縣社淨神社に参拜し、車は麥畑を縫ふて一路大洗に向ふ。

東光臺は明治記念館の所在地にして田中光顯翁の建つる處なり明治大帝の尊像其の他宮中の御物多し。護國堂は井上日召師の國事を論ぜる所なり、日蓮上人の御像を安置す。日召参禪の跡を引し磯前神社に参拜す。磯前神社は國幣中社にて社前を下れば海岸なり。風颯々として氣温寒し、雨少しく止みたれども怒濤岸を噛み豪壯の感吾等を襲ひ快言ふべからず。

車は水戸に向ふ、縣に到れば午後三時なり。既に通知せる事なれば統計課は準備を整へ川崎課長の温容を迎へられて共に記念撮影を行ひ、訓示を承はり課員の案内にて廳内を參觀す。一行は屋上展望臺に上りては眼界の大に驚き一行は再び車中の人となり常磐公園、弘文亭等を見る。雨益々大にして土浦其の他を経て午後九時歸村す。百聞は一見に如かず、視察は遊覽に非ず、見ざるは見聞を弘めざる也、則ち知る他山の石を拾ふは如何に庄畦を啓發するの大なるかを。夫れ之の行大雨の中なりと雖も調査員を發奮せしむる豈に僅少ならんや。

X X X X X X X X

なる障害を越えて今日此の榮譽に浴しました以上は今後更に一意専心微力を盡し此の光榮に應へると共に關係者諸賢よりの御芳志に副ひたく存じます。今後は尙一層責任の重大なることを認識し以て調査の適確を期し今回の榮譽を傷けざる念願でございます。

村松村視察記

稻敷郡源清田村調査員 鈴木 顯

昭和十三年四月二十五日源清田村統計調査員一行二十一人は主任廣瀬君を團長として縣指定の那珂郡村松村統計事務視察の途に上る。

此の日亂雲去來し山雨來の概あり、團員ボツ／＼集り午前六時バスに乗り込み役場を出發、七時頃牛久村に入らんとす、雨漸く窓を打つ、石岡に入らんとするや沛然たる豪雨は益々大なり。晴間も見せんの豫報は盡く外れて車行遅く行けども、雨と松林とのみ。

本日の終点平湯、磯原は之を放棄し日立製作所海岸工場に車を停止す。雨は愈々大にして視界甚だ狭し、製練所の煙突も見る、一本の傘に身を託して案内に従ひ工場を隈なく見る。豪壯の建築偉大なる重工業六千の職工汗みどろの勞働、誰か驚異の目を見張らざる。

石神村より左折すれば村松村にして役場の小黑板には源清田村視察團一行來るの記入あり。刺を通じて役場樓上に入る。役場は湖水に面し小學校に隣し老松低く垂れ風光佳也。雄偉の村長は吾

日記の一節より

鹿島郡上島村調査員 石津 幸助

昭和十三年四月十七日(日曜日)
幾日か待たれし四月十七日統計優良町村視察日朝薄ら曇りて氣遣はれし天候午前八時頃よりは快晴となりて絶好の視察日和

出發午前六時那珂郡佐野村を視察し遠く袋田矢祭の景を賞せんとす

一行十一名二臺の自動車に分乗して一路北に向つて超スピードにて途中縣廳統計課に敬意を表し佐野村着午前九時二十分役場前に下車す。二階建の堂々たるもの、案内せらるゝ儘に二階會議室に至る。壁間に掲げらるゝ幾多の統計圖表、人口より各種生産の狀態營業者の位置各戸の収入狀態一目して佐野村の全貌を知るを得、實に敬服の至りなり。一行と行を共にしたる上島村農會專任技術員富田技手の如きはこれは克い表だ、我上島の役場にも掲出なしたる方宜しいとの熱心さには嬉しい。

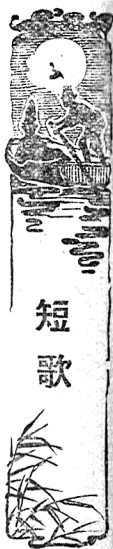
統計主任照沼常次郎氏より統計資料を拜見、重要農産物生産表等の説明を拜聽す其の間茶菓の饗應を受く。

流石は統計模範村聴くもの視るもの皆吾々調査員の好参考たり滯納のなき村農業に恵まれたる村實に羨望の的たり、時の過ぐるに及び懇切なる御指導の勞を謝し車中の人となる。十時四十分瓜

連大宮を経て大子町にて晝食。
久慈川畔を走る水郡線河床高く鐵橋を架し陸道を穿ち實に大難
工事を想はるゝ吾々等の如き平坦地に住居なす者山岳地帯に入り
削るが如き絶壁上に巍然たる松溪流に垂れ下りて咲く草花實に仙
境に入りし心地せり。

午後二時過ぎ矢祭山着下車櫻花園として咲き亂れ金山人を以
て埋る許りなり、矢祭山公園第七回目の觀櫻會なる由樹齡三十
年餘ならん、大部分傾斜面に植られ樹間を逍遙する老幼男女睥眼
朦朧として歌ふあり喧嘩あり、巡査も笑ふて遠見なす所正に花見
氣分なり、酒なくて何の已れが櫻かなの古歌の如く

矢祭山は關東の瑯馬溪と稱すとか川の流れ岩石の妙姿奇巖拙筆
の克く表するに難く只々感歎の聲のみ、全山躑躅多く花盛りの壯
觀さこそならん、矢祭山を辭して袋田に引返して袋田の瀧に至る
奇岩怪石流の内に点在す、流の左側瀧見通路に仍りて上下なしつ
ゝ瀧前に至る、山間に宛ら布を垂るゝが如く三折して飛下する狀
瀑音轟き飛沫爲めに衣を潤ふす、尙上りて瀧見不動前に至り參拜
す、觀賞稍久ふす、然れども上より見下すより瀧壺前より見上る
方遙に雄大の感を深くす、瀧前にて記念撮影をなし六時近くなり
たるを以て軍中に納まり水戸着七時夕食を共になし九時迄大水戸
の夜景を満喫して歸路に就く。一日を尤有意義に過し吾家に着き
しは十時二十分、旅装を解き旅行談に花を咲かせて寝に就く。



『初夏』『梅雨』 丹 四 郎 選

新治郡藤澤村 愛村 耕夫
ふりつづく梅雨にこもりて病む母は吾子の歸省の日を待ち侘
びぬ

梅雨晴れて俄に暑しこごみつゝ陸稻の畑に草とり居れば
さはやかに若葉の風は薫るなり木がぐれに鳴く三光の聲
陸なべて青葉しにけり吹く風もさやに亘りて霧ふ梅雨かも
板屋根に青梅落ちし音軽く今朝は晴れたり初夏の風
梅雨ばれの日照りはげしく紫蘇の葉のむらさきいよよ深まり
にけり

梅雨入のしるしばかりに降りすぎて夕映雲は庭そめにけり
召され征く壯丁かも乗るらしいま通る列車の窓に日の丸の見
ゆ

稲敷郡生板村 關野 貴

寄贈圖書

雨量報告自昭和六年至昭和十年 統計 六月號	中央氣象臺
釜山府縣勢要覽	釜山府
第四十六回岐阜縣統計書	岐阜縣
熊本縣第五十六回統計書	熊本縣
昭和十一年千葉縣統計書	千葉縣
兵庫統計第八十六號	兵庫縣統計協會
統計集誌第六百八十四號	東京統計協會
統計時報第六號	秋田縣統計協會
昭和十一年京都府統計書 第一、二、三、四、五編	京都府
昭和十一年沖繩縣統計書 第一、二、三、四編	沖繩縣
京都市第二十八回統計書	京都市役所

行方郡武田村 塙 草風
人力の術はなかりし大出水昨日の青田の跡かたもなし
刻々と住店に増せる水の嵩五體の強き處へおぼゆる

水戸市袴塚町 大高 靜香
初夏の夜更けの冷えにふと覺めて風邪ひかせそと子をのぞき
けり

行方郡大和村 六 統 生
田植終へて雨のひと目をくつろぎて新聞讀めば眠氣さし來ぬ
ことごとく明け放したる教室の窓にすがしき梅雨晴れの風

稲敷郡生板村 關野 幽村
しめやかに雨の音するこの朝は骨休みせむと朝寢せしかも
筑波郡吉沼村 木 本 茂 一
盲腸の手術癒えたる退院の今日吹く風は初夏の風
行方郡延方村 黒 澤 惠三郎
初夏の彼方の岸をちら／＼と螢とぶなり夕となれば

次回課題

『洪水』『雜詠』 十首以内



俳句

前田猶春選

題『夏季雜』

○ 稻敷郡舟島村 時原良三
 夕立の過ぎたる湖に舟一つ
 行方郡延方村 黒須一雅
 ○ 釣人や岸の菖蒲へ つなぐ舟
 水戸市袴塚町 大高静香
 ○ 菅笠のならば銃後の田植かな
 那珂郡玉川村 鯉沼秀峰
 ○ つはものに召されし兄を思ふ夏
 筑波郡吉沼村 木本茂一
 ○ 水鏡砲板塀高く越えにけり
 稻敷郡岡田村 諸岡寒月
 ○ 陸稻の出来を見ながら野風呂かな
 猿島郡逆井山村 中山海舟
 ○ 涼しさよ沈む陽の色 虹の色
 鹿島郡豊郷村 石津調六郎
 ○ 雨幾日紫陽花の色あせにけり
 行方郡武田村 埴草風
 馬匹徴發

賣る馬に惜しむ別れや梅雨のみち
 ○ 稻敷郡君原村 小松澤霞翠
 ○ 開け放つ寮の二階や青嵐
 行方郡大和村 内田六統生
 ○ 鶯晴れの洋々たる沖へ泳ぎけり
 同 同 人
 ○ いさゝかの風を鹿の子愉れけり
 同 同 人

秀逸

(賞)
 新治郡土浦町役場 内田櫻川子
 ○ 葉櫻の雨に灯せし茶亭かな
 同 同 人
 ○ 明易き須摩の旅籠をかしまだち
 同 同 人
 ○ 撫子や蛇籠に残る水の泡
 同 同 人

……【俳句募集】……

次の課題 『夏季雜詠』 一人十句まで

締切 昭和十三年九月十日厳守



柳川

山中緋郎選

『雜詠』

西茨城郡西山内村 森祿山
 嫁が来て田植の中の美しさ
 鹿島郡豊郷村 石津調六郎
 宴會は男ばかりへ物足らず
 久慈郡大子町 宮川一郎
 草刈のうまがつて飲む貫ひ水
 筑波郡吉沼村 木本一葉
 二通話になる電話口ちとあわて
 那珂郡隣郷村 青柳春男
 また自慢話しに更ける涼み臺
 行方郡大和村 内田六統生
 戦況のラヂオへ何時か力瘤
 行方郡大和村 横山五郎
 酔醒めの水へ氣まづい母が居る
 水戸市 大高静香
 出世した友の便りの遠ざかり

次號課題『雜詠』

宛名 茨城縣廳内統計協會
締切 九月一日

北支の面積と人口

皇軍が多額の犠牲を拂ひ治安を恢復しつゝある北支の面積と人口は

河北省	一〇、五五方軒	三、三三〇千人	一方軒人口 三三三人
山東省	一五、七七一	五、五五	一九九人
山西省	一六、八八〇	三、三三六	五〇人
察哈爾省	一六、八二五	一、九七七	八人
綏遠省	一〇、九四三	二、三三三	七人
計	一、〇八、九四三	六、二二六	七人

で面積は滿洲國の約八割、我國内地の約三倍、人口は滿洲國の二倍半、我内地より一千万人多い、又人口密度は河北、山東省は我國内地の一方軒當り一八一人に比し甚だ高いが、察哈爾、綏遠の兩省は山岳と沙漠地帯が多い爲人口は甚だ稀薄である。

又之等人口の約八割は農業に従事して居り河北、山東は支那の第一、第二の農産地と謂はれ、耕地面積千九百二萬ヘクタール、農業世帯一當り耕地は一ヘクタール半となつて居り、此等地帯は所謂黄土沖積層で地味肥沃で古くより殆ど肥料を施すことなく耕作に利用されて居る。

茨城統計と

広告の効果

『茨城統計』は縣下三百七十八ヶ市町村及び各市町村の統計調査員約四千名は勿論縣下各種団体、會社工場等に配付し、中央各省、道府縣へも漏れなく配付するものにて廣告の効果偉大なるものがあると信じます。

◆本誌の廣告料金は左の通りです

- 特別(一頁(表紙表裏)) 金拾五圓
 - (半頁(同)) 金八圓
 - 普通(一頁) 金四圓
 - (半頁) 金貳圓
 - (四分ノ一) 金貳圓
- ▼同一廣告を引續き二回以上おのときは、一割五分、五回以上おのときは二割の割引をします。
- ▼廣告に寫眞挿入又は木版を要するものは其の費用を別に申受けます
- ▼廣告料は前納に願ひます。

茨城縣廳内

茨城縣統計協會

編輯後記

編輯を終らうとする時縣統計協會長今松治郎氏は北支へ轉出する事になり、久保田峻氏が縣總務部長として來任されたので會則により縣統計協會長に新任される事になりました。従つて當然本誌には久保田會長の挨拶や寫眞を掲載して會員各位に御紹介しなければならぬのですが時恰も縣下一帯を襲つた水害の爲久保田氏の來任が遅れたり、引續いて總務部長會議などの都合で其の事が出来なかつたのは遺憾至極であり申譯ない次第である。次號には長非實現したいと思つて居る。

過般の水害は兎に角稀有の事であり、それだけ被害も大きく各町村とも相當の打撃を蒙つた事とお察しする。思はぬ時思はぬ災厄があるものだ。併し之も銃後國民への一大試練だと思へば禍を轉じて福となす道も自ら開けるであらう。町村統計主任や調査員各位は斯ういふ時にこそ或る種の推進

力となつて、或ひは指導に、又は督勵に當られんことを祈つて止まない。

水害後の階層には色々な疫病などが流行するのは昔から變りがない。水害後の統計調査は殊に六ヶ敷い問題も伴ふであらう。悪い條件のもとでそれだけ活動をしなければならぬとなれば自然無理が生ずる。此の際特に各位の御自愛を祈る次第である。

—加藤敬愛—

昭和十三年七月十三日印刷
昭和十三年七月十五日發行

(隔月一回十五日發行)

一部金十錢

水戸市北三ノ丸茨城縣廳

茨城縣統計協會内

發行兼編輯人 川崎末吉

水戸市南三ノ丸一〇七ノ二

印刷人 柴博

水戸市南三ノ丸一〇七ノ二

印刷所 柴印刷所

水戸市北三ノ丸 茨城縣廳内

發行所 茨城縣統計協會